

府中市子どもの未来応援基本方針

平成31年4月

府 中 市

目次

1 基本方針策定に当たって.....	1
1-1 背景	1
1-2 「子どもの貧困対策」に関する国や都の動き.....	2
1-3 府中市子どもの生活実態調査の概要	3
2 基本方針の位置付け・推進体制	4
2-1 基本方針の位置付け	4
2-2 推進体制	4
3 府中市の子どもが置かれている現状や課題	5
3-1 保護者はどのような課題を抱えているのか	6
3-2 子どもはどのような課題を抱えているのか	14
3-3 課題はどのように子どもに伝わってきてているのか.....	22
3-4 どのような支援が必要とされているのか	25
3-5 課題のまとめ・整理	29
4 理念・方針	31
4-1 理念	31
4-2 方針	31
5 施策の展開	32
参考資料.....	40

1 基本方針策定に当たって

1 - 1 背景

昨今、子ども¹の貧困問題が社会的問題となっており、厚生労働省の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率が平成27年時点では13.9%、約7人に1人の子どもが貧困²の状況にあるとされています。

一方で、所得水準等の面には課題が見られなくても、核家族化や地域における関係性の希薄化のほか、保護者に時間的・精神的な余裕がなく子どもとの関わりが十分にもてないことなどが影響し、愛着の形成や基本的な信頼感、社会的経験の不足する子どもがいる状況も見られます。

このような状況で、必要なモノや経験、家庭環境・養育面の不足により、子どもの自信や、未来に向かっていく力が低下してしまうことが懸念されます。

国や都において子どもの貧困の問題が議論され、対策が進められていることを踏まえ、本市としても、子どもたちが家庭環境によらず未来に向かって前向きに挑戦することができるよう、施策を総合的に進めていくため、「府中市子どもの未来応援基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）を策定しました。

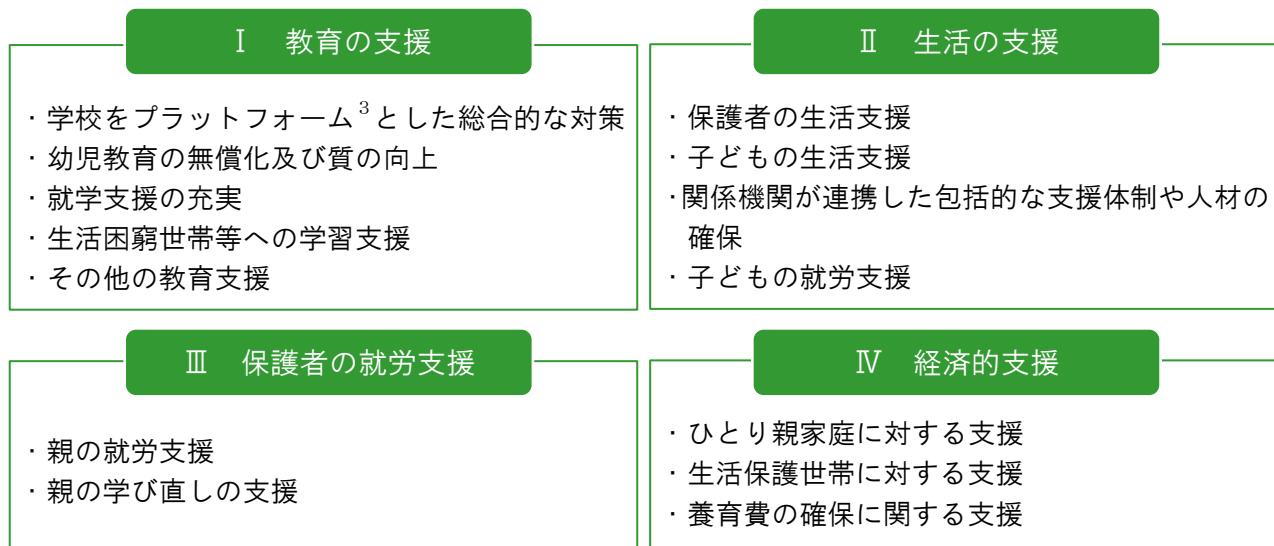
¹ 本基本方針では原則として「子ども」と表記しますが、固有の名称等においては「子供」という表記も用います。

² ここでいう貧困とは、食べる物や着る物に困るといった必要最低限度の生活を送ることができない状況を指す「絶対的貧困」のこと（だけ）ではなく、一般的に必要とされるモノを持ち合わせていなかったり、社会で慣習となっている活動に参加できていなかったりする状況を指す「相対的貧困」のことです。

1 - 2 「子どもの貧困対策」に関する国や都の動き

我が国では、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同時に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されています。

「子供の貧困対策に関する大綱」は、国として、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していくける社会の実現を目指し、対策を総合的に推進するために策定されたものであり、次のとおり 4 つの視点から当面の重点施策が設定されています。



また、「子供の貧困対策に関する大綱」の策定以降は、次のように、国や都において、各種事業の実施や基金の創設など、子どもの未来を応援するための施策が推進されています。

平成 26 年	国	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
	国	「子供の貧困対策に関する大綱」策定
平成 27 年	国	「地域子供の未来応援交付金」創設
	国	「子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業」を開始
	国	「生活困窮者自立支援法による学習支援事業」を開始
	国	「子供の未来応援基金」創設
平成 28 年	国	児童扶養手当の多子加算額を増額
	都	「子供の居場所創設事業」を開始
平成 29 年	国	給付型奨学金制度の創設など奨学金事業を充実
	国	児童養護施設等に入所中児童の 22 歳までの入所継続
平成 30 年	国	生活保護世帯の大学等進学準備のための一時金創設
	国	児童扶養手当の全部支給にかかる所得制限限度額の引き上げ など

³ 「プラットフォーム」とは、共通の目的を達成するための基盤となる場所や仕組みを意味するものです。

1 - 3 府中市子どもの生活実態調査の概要

本基本方針策定に当たっては、所得の水準等の経済的状況だけでなく、子どもが置かれている生活状況や抱える課題、支援ニーズ等を広く把握するため、「子どもの生活実態調査」として、次のとおりアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

これらの調査により、まずは実態把握を多角的に行った上で、今後必要な施策の在り方等について検討を行いました。

①アンケート調査

対象・方法	市内の小学5年生及び中学2年生並びにその保護者（全数） 市立学校に通う児童・生徒の場合は学校を経由して各家庭に調査票を配付し、郵送にて回収 私立等の学校に通う児童・生徒の場合は各家庭に調査票を郵送し、郵送にて回収	
実施時期	平成30年9月	
回収状況	小学生 1,058件（44.8% ※対象者 2,360件）、有効回答件数 1,049件 中学生 920件（40.2% ※対象者 2,288件）、有効回答件数 911件 保護者 1,998件（43.0% ※対象者 4,648件）、有効回答件数 1,978件	
調査事項	児童・生徒	基本的生活習慣や健康、家族や友だち等との人間関係、放課後の過ごし方、学習の状況、悩みごとなど
	保護者	収入・家計の状況、就業の状況、基本的生活習慣や健康、子どもや周囲の人との人間関係、悩みごとなど

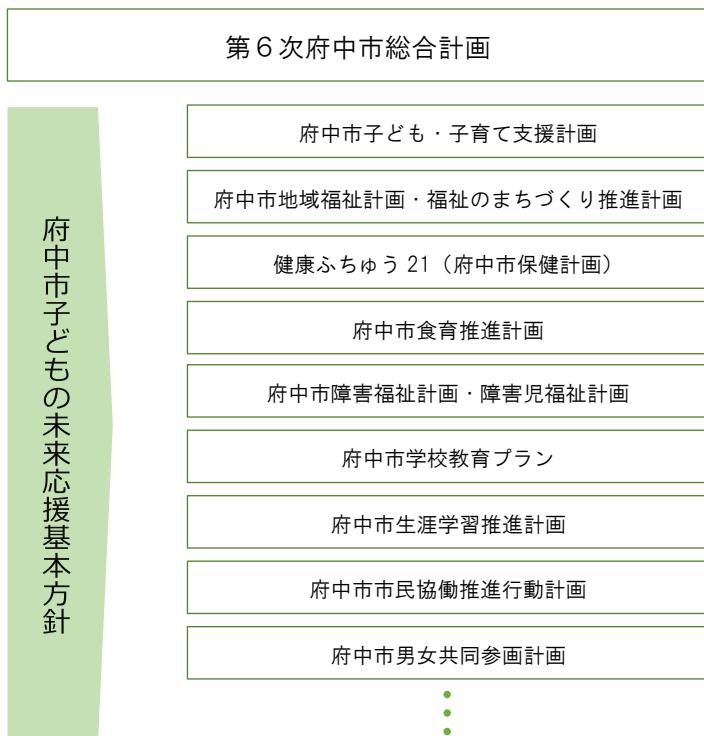
②ヒアリング調査

対象・方法	学校関係者、福祉関係団体等：20機関・団体 (子ども家庭支援センター、保健センター、保育関係者、教育関係者、放課後児童関係者、生活保護等担当者、市民活動センター、社会福祉協議会、学習支援団体、子ども食堂、フリースクール、若者自立支援団体) 【方法】面談による聞き取り（個別ヒアリング及びグループヒアリング）並びにヒアリングシートへの記入による回答 児童扶養手当受給世帯の保護者：20名 【方法】面談による聞き取り（市役所窓口における個別ヒアリング）	
実施時期	平成30年8月～10月	
調査事項	学校関係者、 福祉関係団体等	関わりを持っている保護者・子どもに見られる課題等の内容、支援が必要な方の主な背景、今後必要と考える支援策等
	児童扶養手当受給 世帯の保護者	生活・家計に関する悩み、子ども・子育てに関する悩み、悩みごとの相談相手、支援策等に関する要望等

2 基本方針の位置付け・推進体制

2-1 基本方針の位置付け

本基本方針は、府中市の子どもの未来を応援することを目的とし、「第6次府中市総合計画」に基づく各種計画を推進するまでの方向性を示すものです。



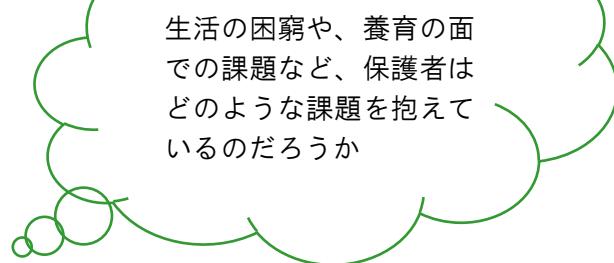
2-2 推進体制

本基本方針に基づき、子どもの未来を応援する施策を総合的に推進するため、組織の枠を超えた横断的な体制づくりを行います。

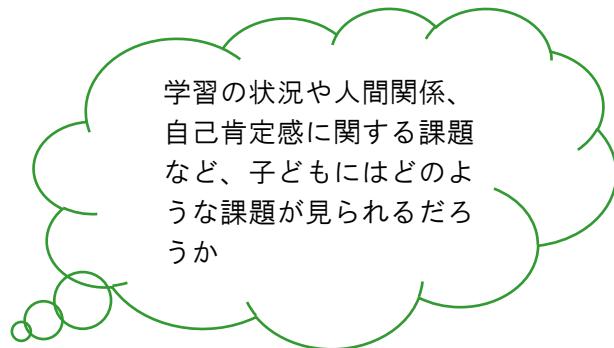
3 府中市の子どもが置かれている現状や課題

「子どもの生活実態調査」の結果を基に、府中市の子どもたちが置かれている現状や課題、支援ニーズについて、次の4つの観点から把握・整理をしました⁴。

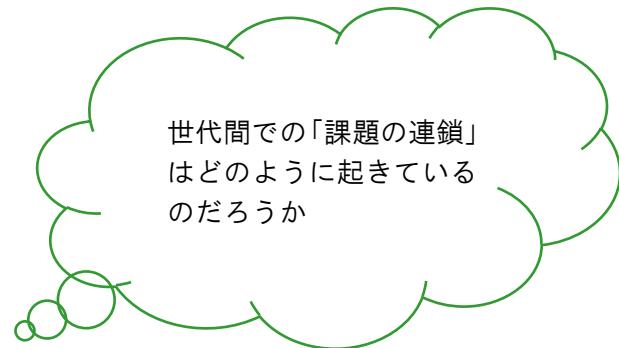
3- 1
保護者はどのような課題を抱えているのか



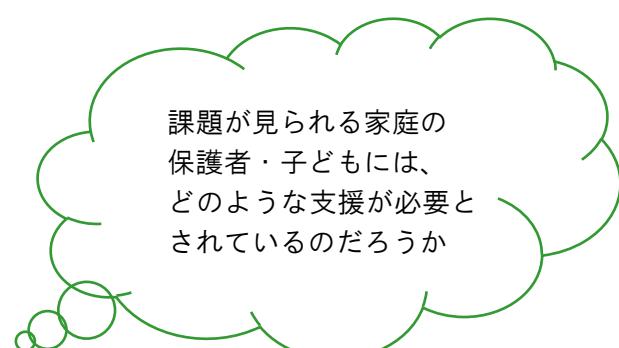
3- 2
子どもはどのような課題を抱えているのか



3- 3
課題はどのように子どもに伝わってきているのか



3- 4
どのような支援が必要とされているのか



⁴ このほか、統計データから把握される府中市の現状について巻末の「参考資料」に整理しました。

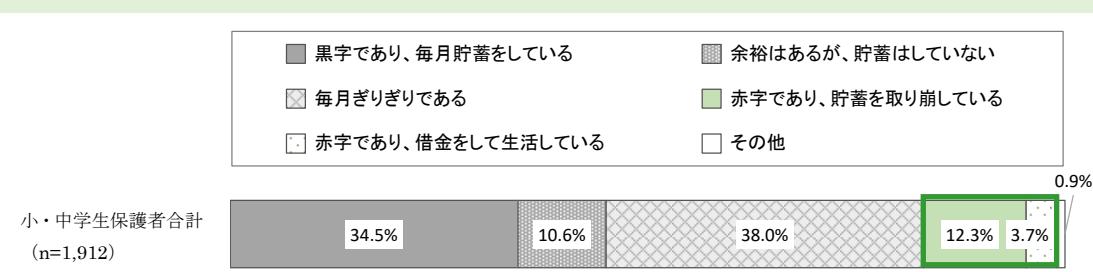
3-1 保護者はどのような課題を抱えているのか

①生活の困窮

小学生・中学生の家庭の家計状況について、12.3%が「赤字であり、貯蓄を取り崩している」、3.7%が「赤字であり、借金をして生活している」と回答しています⁵。また、過去1年間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがあったかについては、「まれにあった」が6.0%、「ときどきあった」が2.9%、「よくあった」が0.8%で、約1割の家庭で「あった」と回答しています。

ヒアリング調査では、これら生活困窮の背景として、精神疾患（うつ病等）や障害等で働くことができない、仕事を長く続けることができない保護者がいると指摘されました。また、ひとり親で子どもが小さいうちはフルタイムで働くことができず、所得の水準が低くなってしまうことがあると指摘されています。

ご家庭の家計について、最も近いものをお答えください



ご家庭では、過去1年間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか



⁵ 図表中の集計結果の割合の表記について、小数点第2位以下を四捨五入して表記をしているため、足し合わせて100.0%にはならない場合があります。また、図表中の「n」は、無回答を除き、集計対象とした回答数です。

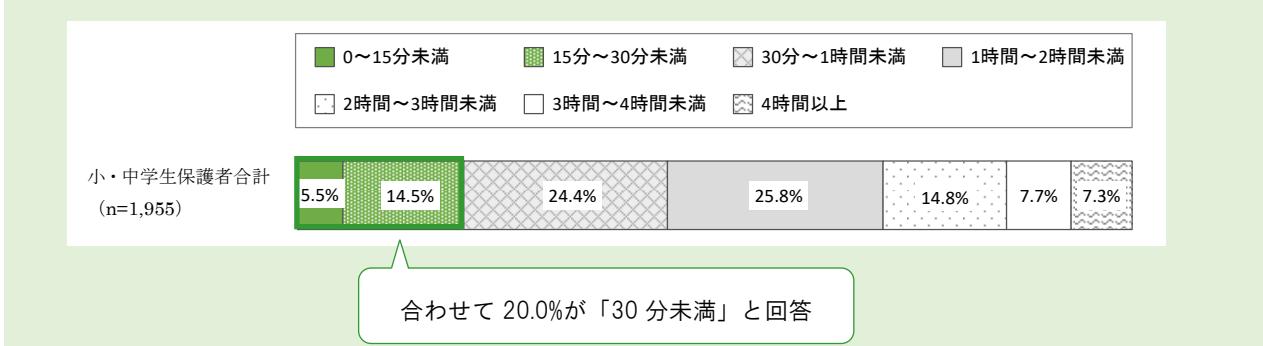
②子どもと過ごす時間の制約

平日 1 日あたりどれくらい子どもと一緒に過ごしているか⁶について、5.5%が「0～15 分未満」、14.5%が「15 分～30 分未満」と回答しています。

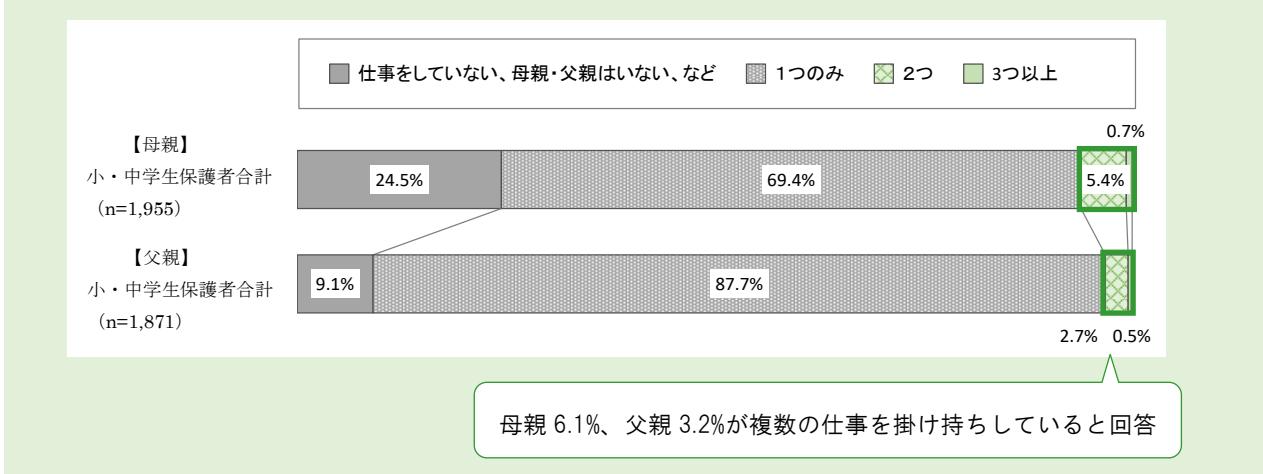
子どもと過ごす時間が制約されてしまうことの背景として、保護者が多忙であることが想定されますが、ひとつの視点としていわゆる「ダブルワーク」の状況を把握すると、母親について、「2つ」の仕事をしている人が 5.4%、「3つ以上」の人が 0.7%となっています。同様に、父親について、「2つ」の仕事をしている人は 2.7%、「3つ以上」の人は 0.5%となっています。

ヒアリング調査では、昼と夜とで複数の仕事をしているなど、忙しくて子どもと向き合う余裕がない家庭があることや、収入が減ってしまうために仕事の時間を減らせない事情があることなどが指摘されています。

子どもと一緒に何かをしたり、相手をしたりしている時間は、平日 1 日あたりどれくらいですか



保護者（母親・父親）の現在の仕事の数



⁶ 子どもが小学生であるか中学生であるか、また、回答者が母親であるか父親であるかなど、状況により子どもと過ごす時間は異なると考えられますが、ここでは全体としての集計結果を示しています。

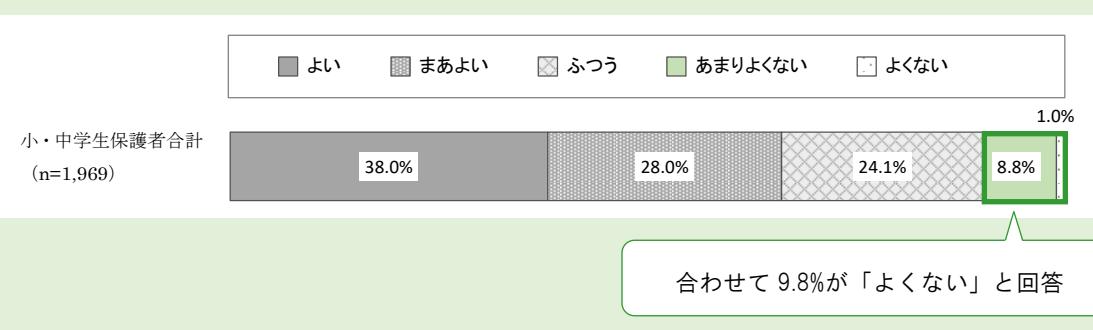
③心身の不安定

保護者の健康状態について、8.8%が「あまりよくない」、1.0%が「よくない」と回答しています。

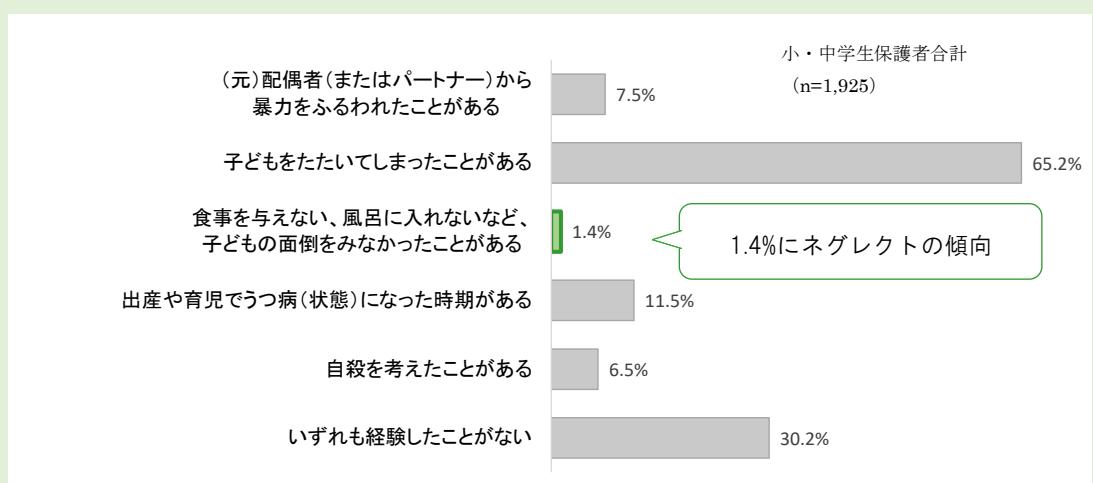
また、子育てを始めてからの経験として、「子どもをたたいてしまったことがある」との回答は6割以上となっている一方で、1.4%が「食事を与えない、風呂に入れないなど、子どもの面倒をみなかったことがある」と回答しており、ネグレクト⁷の傾向が見られます。また、11.5%が「出産や育児でうつ病（状態）になった時期がある」、6.5%が「自殺を考えたことがある」と回答しており、精神的に不安定な時期があつたことがうかがえます。

これら不安定な状態に関して、ヒアリング調査では、保護者に精神疾患や障害があり、子どもの世話を十分にすることのできない保護者がいることや、ネグレクトを含む虐待の課題がある保護者がいることなどが指摘されています。

保護者の健康状態



お子さんの子育てを始めてから、以下のような経験をしたことがありますか（複数回答）



⁷ 「ネグレクト」とは、児童虐待の種類のひとつで、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になつても病院に連れて行かない、などの状況にあることを意味するものです。

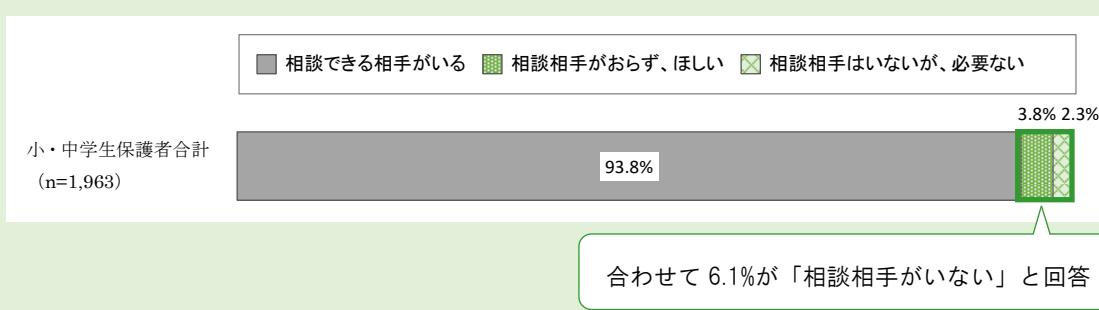
④社会的孤立・孤独な育児

本当に困ったときや悩みがあるときに相談できる人がいるかについて、9割以上は「相談できる相手がいる」と回答していますが、3.8%は「相談相手がおらず、ほしい」と回答しています。また、「相談相手はいないが、必要ない」との回答も2.3%となっています。

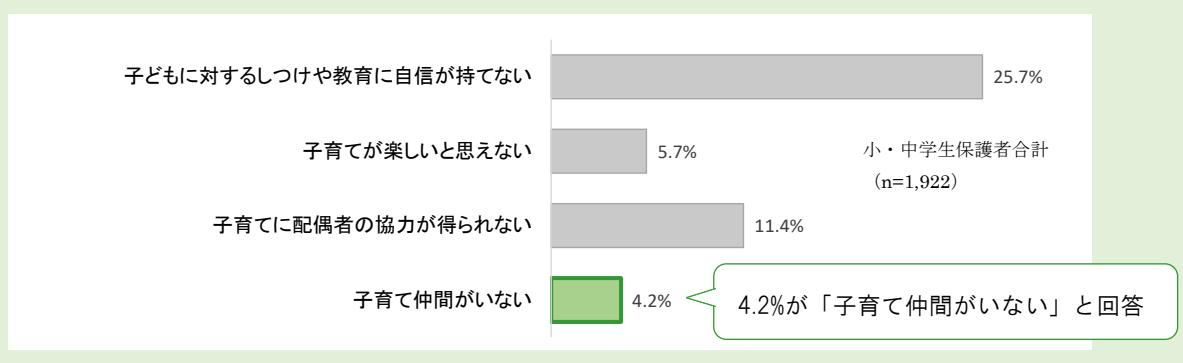
子育てに関する心配ごとや悩みごとについては、11.4%が「子育てに配偶者の協力が得られない」、4.2%が「子育て仲間がない」ことを挙げています。「子育てが楽しいと思えない」との回答も5.7%となっています⁸。

ヒアリング調査では、コミュニケーションが苦手で保護者同士の輪の中に入っていけない人がいること、家庭の状況を知られたくないためにあえて周囲とのつながりを持たない人がいることなどが指摘されています。

本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人（家族、友人、親戚、同僚など）がいますか



お子さんの子育てに関して、心配ごとや悩みごとはありますか（複数回答）



⁸ 16 の項目から複数回答可能な形式での設問で調査しており、ここでは子育てに関する4つの項目への回答結果を示しています。

⑤困難の重なり

「子どもと過ごす時間の制約」「心身の不安定」「社会的孤立・孤独な育児」の課題を踏まえ、次の方針により「養育困難層」の定義・分類を行ったところ、該当する世帯の割合は 18.8%（周辺層 14.4%、困窮層 4.4%）でした⁹。なお、小学生保護者よりも中学生保護者の方が該当世帯の割合が高く、ひとり親世帯では該当する世帯の割合が 3 割以上となっています。

＜本市における「養育困難層」分類の基準＞

①時間の制約	次の要件のうち、2つ以上に該当 「1 平日に子どもと一緒に何かをしたり、相手をしたりしている時間が 30 分未満」 「2 子どもと学校生活の話をすることが『めったにない』、又は『月に 1~2 回』」 「3 子どもの将来について、子どもと一緒に考えたり話したりすることを『これまで特にしたことがない』、又は『あまりしない』」 「4 母親・父親のいずれか、又は両方が複数の仕事を掛け持ちしている」
②不安定	次の要件のうち、2つ以上に該当 「1 健康状態が『よくない』、又は『あまりよくない』」 「2 心配ごとや悩みごとについて『子育てが楽しいと思えない』と回答」 「3 ここ 1 か月の間に『絶望的だと感じた』ことが『いつも』、又は『たいてい』」 「4 ここ 1 か月の間に『気分が沈みこんで、何が起こっても気が晴れないように感じた』ことが『いつも』、又は『たいてい』」 「5 ここ 1 か月の間に『自分は価値のない人間だと感じた』ことが『いつも』、又は『たいてい』」 「6 子育てを始めてから、『食事を与えない、風呂に入れないと、子どもの面倒をみなかったことがある』と回答」 「7 子育てを始めてから、『出産や育児でうつ病（状態）になった時期がある』と回答」 「8 子育てを始めてから、『自殺を考えたことがある』と回答」
③孤立・孤独	次の要件のうち、2つ以上に該当 「1 近所づきあいについて『全くつきあっていない』」 「2 子どもが病気の時や自身が用事の時などに、頼れる親族や友人などが『いない』」 「3 本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人が『いない』」 「4 心配ごとや悩みごとについて『子育て仲間がない』と回答」 「5 心配ごとや悩みごとについて『子育てに配偶者の協力が得られない』と回答」
養育困難層 (困窮層・周辺層)、一般層	「時間の制約」「不安定」「孤立・孤独」の 3 つの要素のうち、2つ以上の要素に該当する場合を「困窮層」、いずれか 1 つの要素に該当する場合を「周辺層」、いずれの要素にも該当しない場合を「一般層」として分類

＜「養育困難層」に該当する割合＞

	小・中学生合計	小学生（5年生）	中学生（2年生）	ひとり親世帯 (小・中学生合計)
養育困難層	18.8%	17.5%	20.2%	30.6%
	困窮層	4.4%	3.8%	12.9%
	周辺層	14.4%	13.6%	17.7%
一般層	81.2%	82.5%	79.8%	69.4%

⁹ この数値は、困難の重なりを分析するため、「養育困難層」と次ページの「生活困難層」の分類要件としている設問全てに回答しており、分類ができたものについて集計を行ったものです。

東京都では、平成28年度に、墨田区、豊島区、調布市、日野市の子どもと保護者を対象とした調査結果を基に、「低所得」「家計の逼迫」「子どもの体験や所有物の欠如」の3つの要素により、「生活困難層」の分類が行われています。

本市でも、同様の方法¹⁰により「生活困難層」の分類・集計を行ったところ、該当する世帯の割合は12.3%（周辺層8.5%、困窮層3.8%）でした。「生活困難層」についても、ひとり親世帯では該当する世帯の割合が3割以上となっています。

＜本市における「生活困難層」分類の基準＞

①低所得	等価世帯所得が厚生労働省「平成29年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯 (基準は世帯所得の中央値442万円÷√平均世帯人数(2.47人)×50%＝140.6万円)
②家計の逼迫	経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣服を買えなかった経験などの7項目のうち、1つ以上に該当
③子どもの体験や所有物の欠如	子どもの体験や所有物などに関する次の15項目のうち、金銭的な理由・経済的な理由で、欠如している項目が3つ以上 「1 海水浴や山に行く」 「2 博物館・科学館・美術館などに行く」 「3 キャンプやバーベキューに行く」 「4 スポーツ観戦や劇場に行く」 「5 遊園地やテーマパークに行く」 「6 毎月おこづかいを渡す」 「7 毎年新しい洋服・靴を買う」 「8 習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる」 「9 学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」 「10 お誕生日のお祝いをする」 「11 1年に1回くらい家族旅行に行く」 「12 クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる」 「13 子どもの年齢に合った本」 「14 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ」 「15 子どもが自宅で宿題をすることができる場所」
生活困難層（困窮層・周辺層）、 一般層	「低所得」「家計の逼迫」「子どもの体験や所有物の欠如」の3つの要素のうち、2つ以上の要素に該当する場合を「困窮層」、いずれか1つの要素に該当する場合を「周辺層」、いずれの要素にも該当しない場合を「一般層」として分類

＜「生活困難層」に該当する割合＞

	小・中学生合計	小学生（5年生）	中学生（2年生）	ひとり親世帯 (小・中学生合計)
生活困難層	12.3%	10.0%	15.0%	32.3%
	困窮層	3.8%	3.1%	16.1%
	周辺層	8.5%	6.9%	16.1%
一般層	87.7%	90.0%	85.0%	67.7%

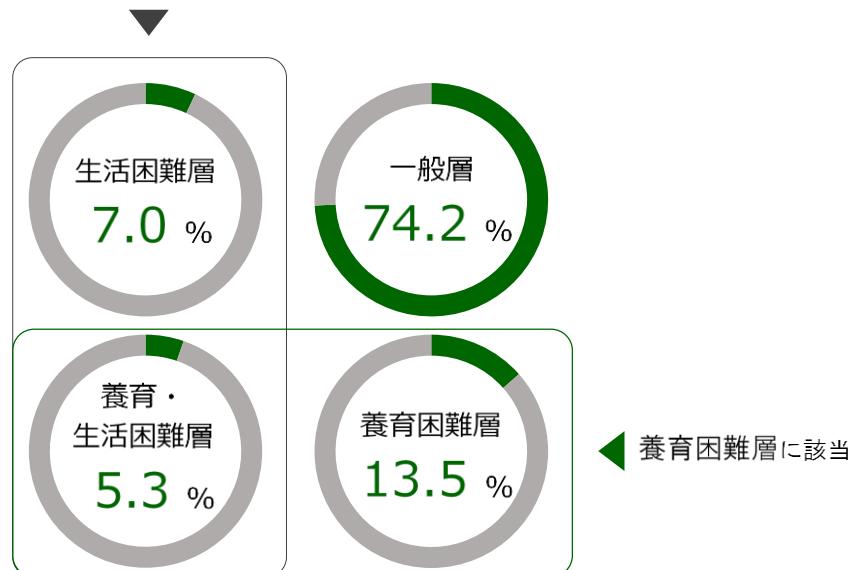
¹⁰ 調査実施年度が異なるため「低所得」の基準として参照している所得額の金額が異なること、「子どもの体験や所有物の欠如」に関する項目や選択肢の文言を一部変更していること、世帯の年間収入の聞き方が異なることなど、若干異なる方法で実施をしていることから、完全に同一の方法ではありません。なお、本市の数値は、「養育困難層」と「生活困難層」の分類要件としている設問全てに回答しており、分類ができたものについて集計を行ったものです。

「養育困難層」と「生活困難層」との重なりの状況を把握したところ、「養育困難層」の分類上、一般層、周辺層、困窮層の順に「生活困難層」に該当する割合が高くなっていくことから、関連性が高いことが分かりました。約4分の1の家庭が養育困難層・生活困難層のいずれかに該当しており、ともに該当する家庭は約5%となっています。

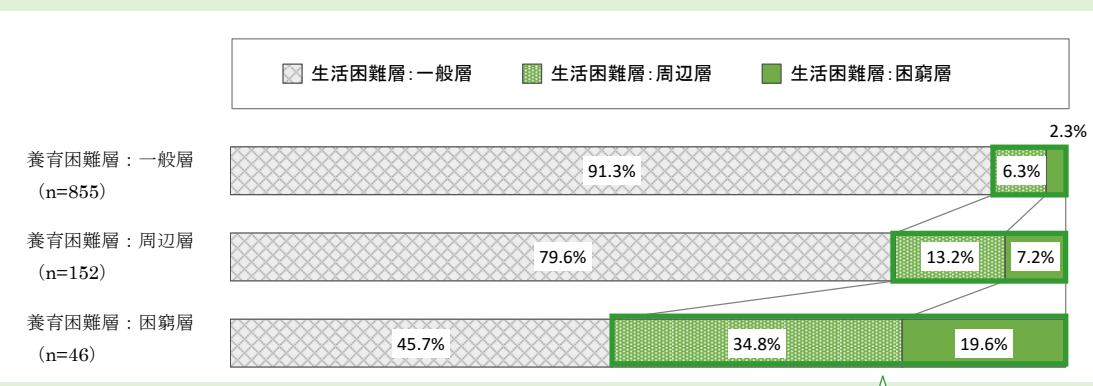
「養育困難層」と「生活困難層」の重なりによる4類型別¹¹に、保護者が現在の暮らしの状況をどのように認識しているかについて集計をしたところ、養育・生活困難層の家庭では「大変苦しい」の割合が5割を超えており、重なり合う課題の厳しさがうかがえます。なお、養育・生活困難層の家庭はひとり親世帯である割合が他の類型と比べて高くなっています。

＜困難の重なりによる4類型＞

生活困難層に該当



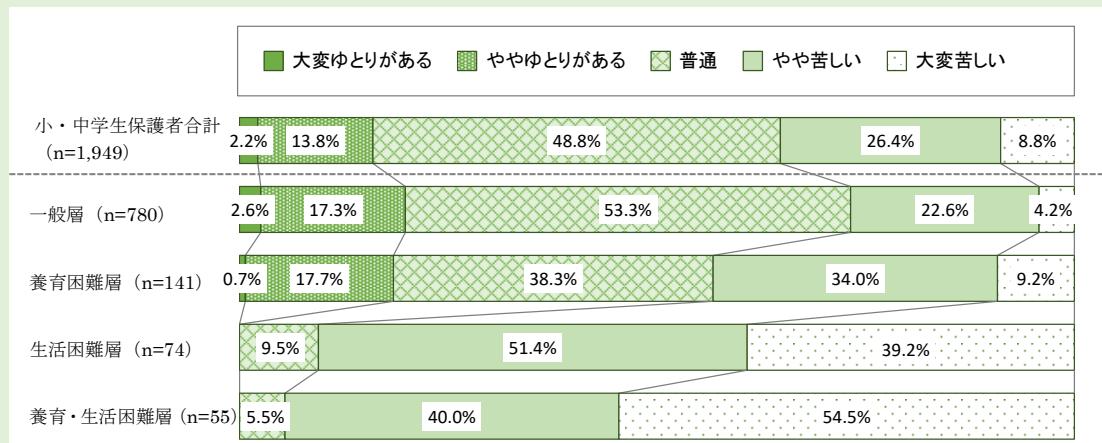
「養育困難層」の分類による「生活困難層」に該当する割合



「養育困難層」の分類上、一般層、周辺層、困窮層の順に「生活困難層」に該当する割合が高くなっています

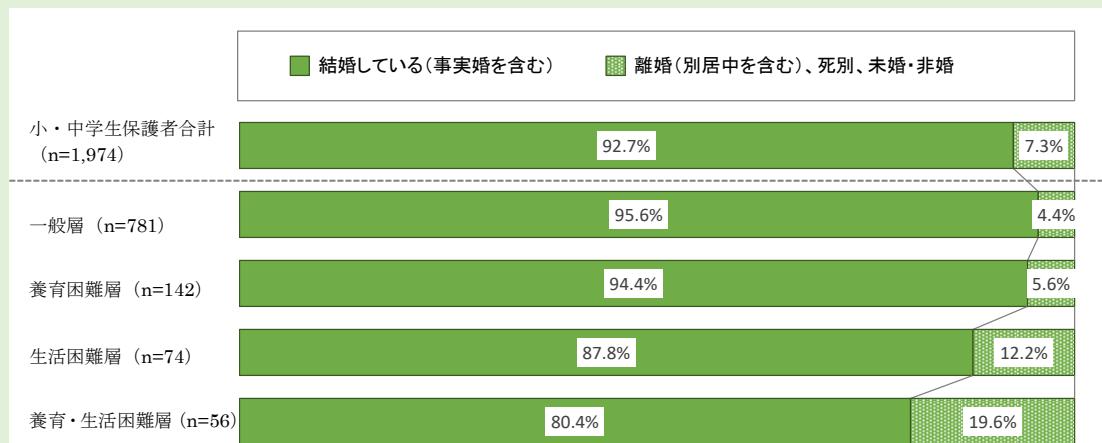
¹¹ これ以降の集計結果を示す際には、「困難の重なりによる4類型」として示したように、「養育困難層」と「生活困難層」にともに該当する場合を「養育・生活困難層」とし、いずれかのみに該当する場合を「養育困難層」、又は「生活困難層」、いずれも該当しない場合を「一般層」と表記します。

現在の暮らしの状況をどのように感じていますか



養育困難や生活困難の課題が見られる家庭では、生活が「苦しい」と回答した割合が比較的高い

現在のあなたの婚姻状況を教えてください



養育・生活困難層の家庭は、ひとり親世帯である割合が他の類型と比べて高い

3-2 子どもはどのような課題を抱えているのか

①生活習慣・健康に関する課題

保護者・家庭に見られた困難の重なりの状況別に、子どもはどのような課題を抱えているのかを把握しました¹²。

生活習慣に関して、平日の夜何時ごろに寝るかという点については、特に中学生において、養育・生活困難層の家庭の子どもで夜12時より後の時間帯である割合が他の類型と比べて高くなっています。

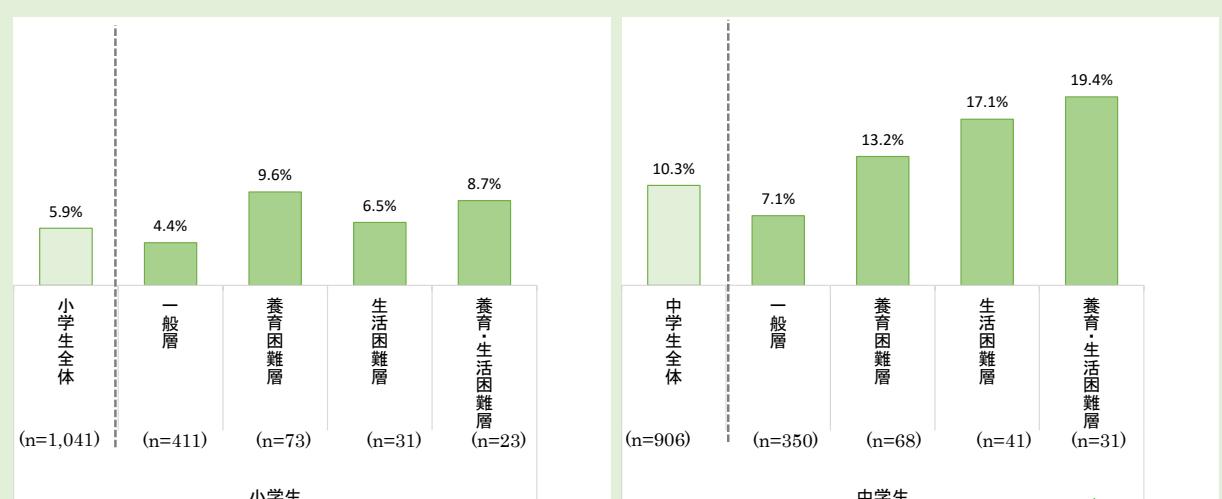
また、ふだんの食事について、給食以外で「野菜」をどの程度食べるかに関しては、養育・生活困難層の家庭の子どもで「ほぼ毎日食べる」の割合が他の類型と比べて低くなっています。

子どものむし歯の状況に関しては、養育・生活困難層の保護者で「治療していないむし歯がある」、又は「わからない」と回答した割合が他の類型と比べて高くなっています。

これら子どもの生活習慣・健康に関する課題について、ヒアリング調査では、生活リズムが昼夜逆転している子どもがいることや、身体や衣服の清潔、健康状態に課題が見られる子どもがいることなども指摘されています。

平日（学校に行く日）に毎日、夜何時ごろに寝ますか

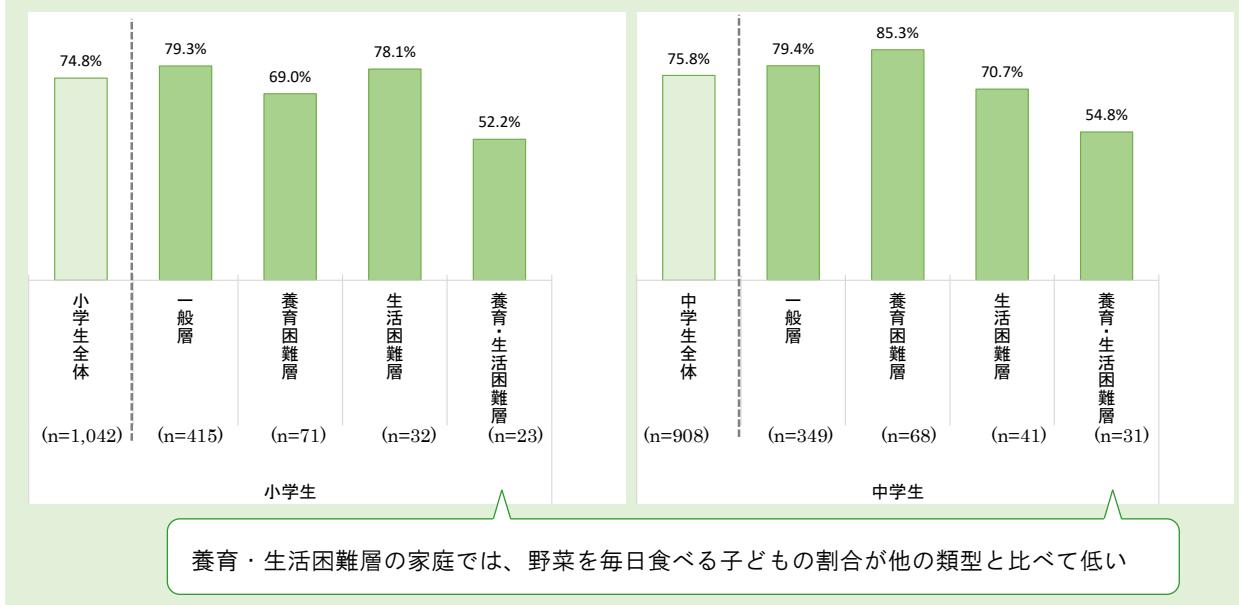
（小学生は夜11時より後、中学生は夜12時より後の割合）



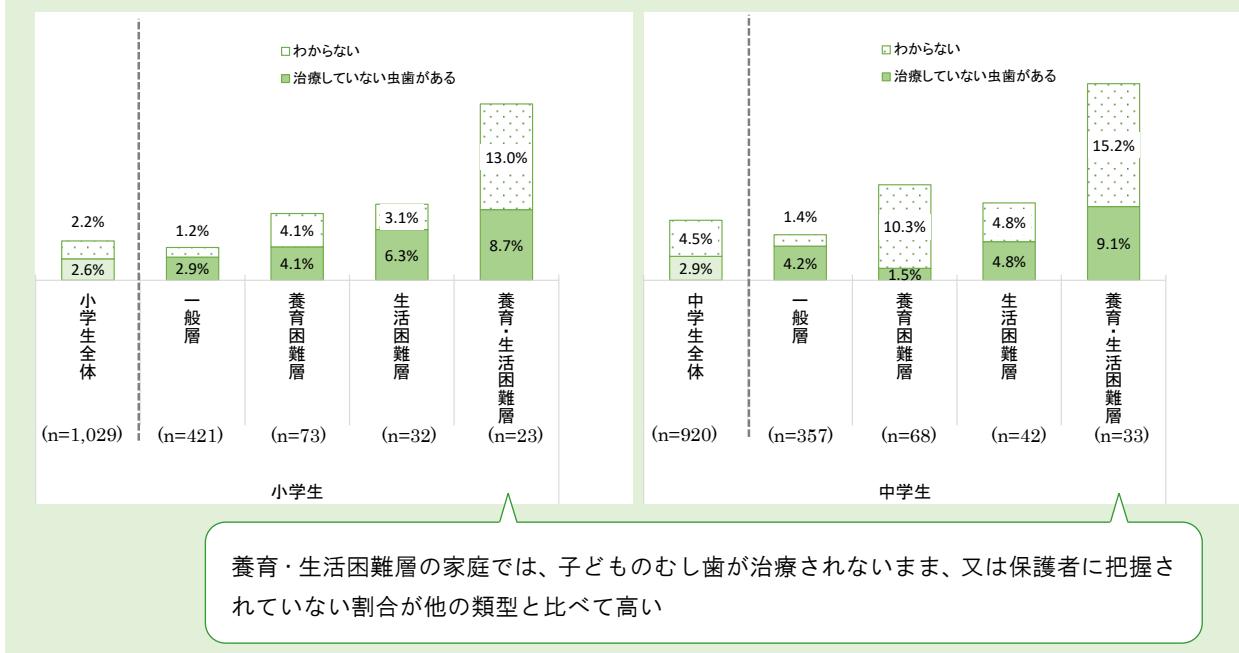
養育・生活困難層の家庭では、寝る時間が遅い子どもの割合が他の類型と比べて高い
(小学生については統計的な有意差なし)

¹² 小学5年生・中学2年生のそれぞれについて、回答者全体の結果に加えて、「養育困難層」と「生活困難層」の重なりの状況（4類型）別に集計をした結果を参照しました。なお、4類型別の集計結果については、小学生・中学生のいずれかについて統計的に有意な差が確認されたものを掲載しています。

給食以外で、「野菜」をふだんどれくらい食べますか（「ほぼ毎日食べる」の割合）



子どもにむし歯がありますか（「治療していないむし歯がある」「わからない」の割合 ※保護者による回答）



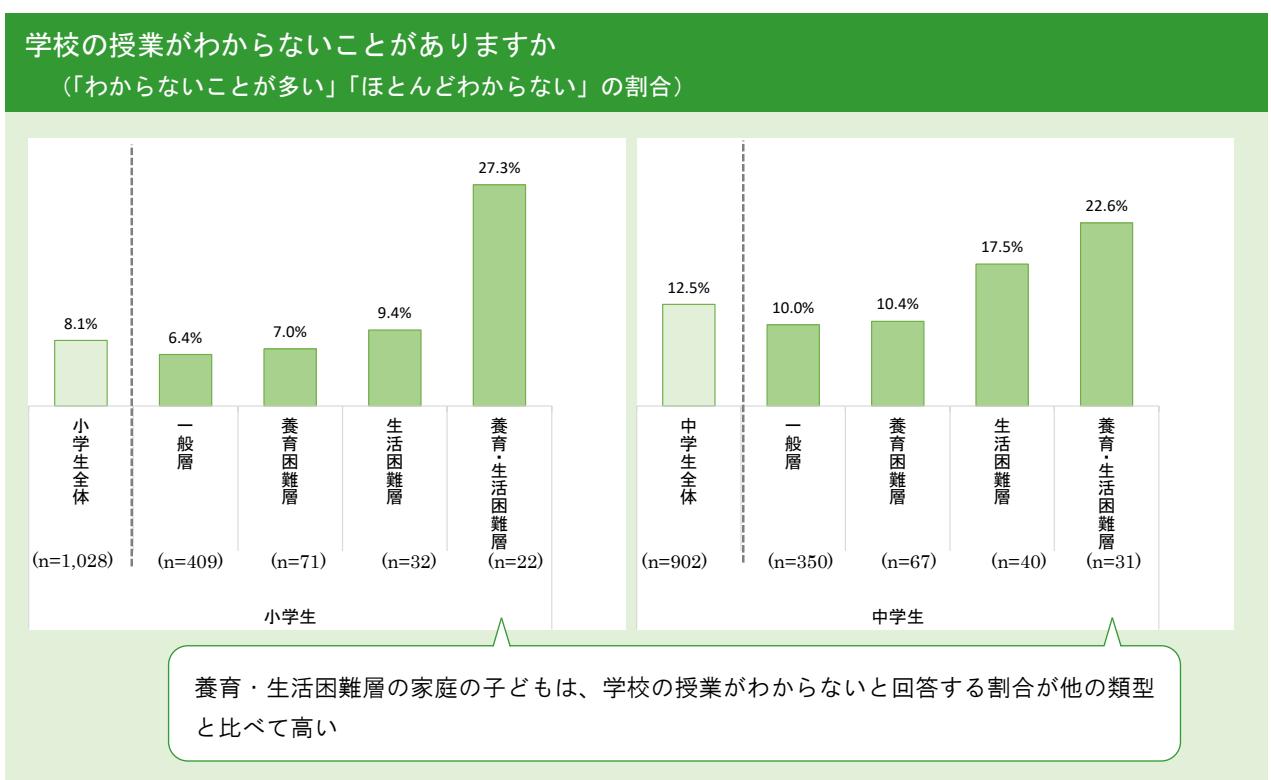
②学習に関する課題

子どもの学習に関する課題について、学校の授業がわからないことがあるかに関しては、「わからないことが多い」「ほとんどわからない」のいずれかに回答した割合が、養育・生活困難層の家庭の子どもで他の類型と比べて高くなっています。

学校の授業が「わからないことが多い」、又は「ほとんどわからない」と回答した子どもに関して、いつごろから授業がわからなくなったりについては、小学生では「4年生のころ」との回答が最も多くなっています。中学生では、「中学1年生のころ」との回答が最も多くなっています¹³。

また、ふだん（月～金曜日）学校の授業以外にどれくらいの時間勉強をするかについて、中学生に関しては、養育困難や生活困難の課題が見られる家庭の子どもで「まったくしない」、又は「30分より少ない」と回答した割合が比較的高くなっています¹⁴。

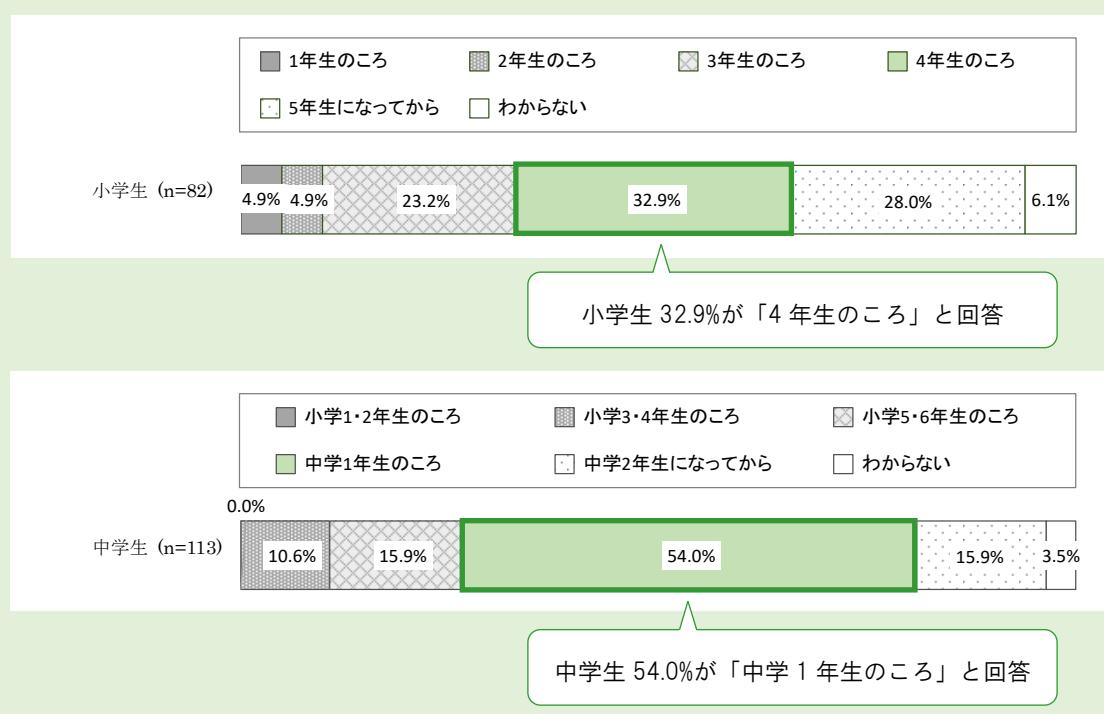
これら子どもの学習に関する課題について、ヒアリング調査では、学習の環境が整っていない家庭で、勉強がわからない時に質問ができない、宿題や提出物の提出が遅れるなどの課題があり、学習意欲も低下する傾向があることや、経済的に塾に通うことができず、学習時間が不足する子どもがいることなどが指摘されています。



¹³ 「養育困難層」や「生活困難層」に該当する子どもだけでなく、「わからないことが多い」、又は「ほとんどわからない」と回答した全ての子どもに関する集計結果です。

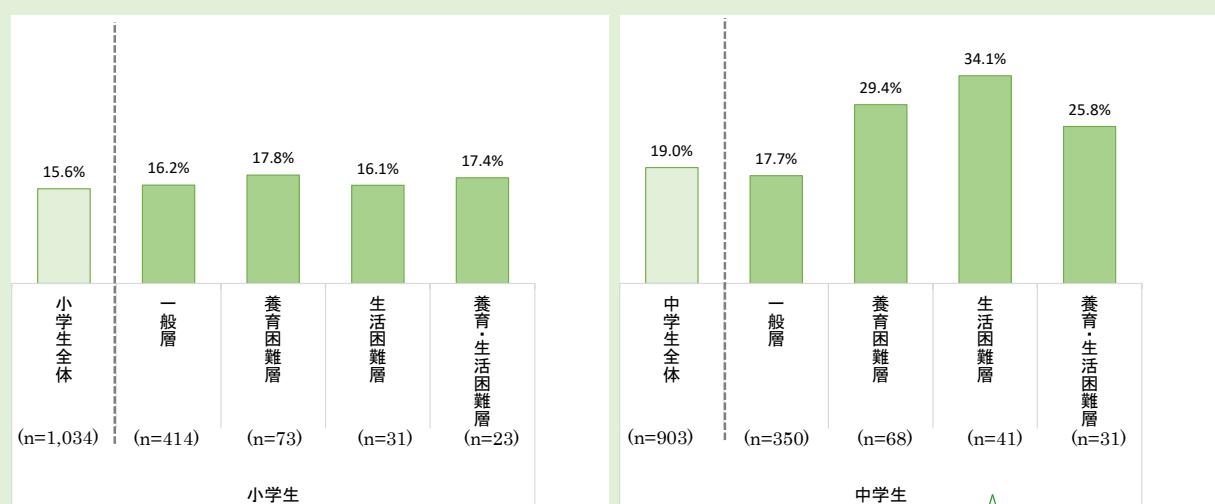
¹⁴ 塾などの時間も含めて回答されたものです。

いつごろから、授業がわからなくなりましたか



ふだん（月～金曜日）学校の授業以外にどれくらいの時間、勉強をしますか

（「まったくしない」「30分より少ない」の割合）



養育困難や生活困難の課題が見られる家庭の中学生では、1日当たりの勉強時間が短い子どもの割合が比較的高い（小学生については統計的な有意差なし）

③自己肯定感等の意識に関する課題

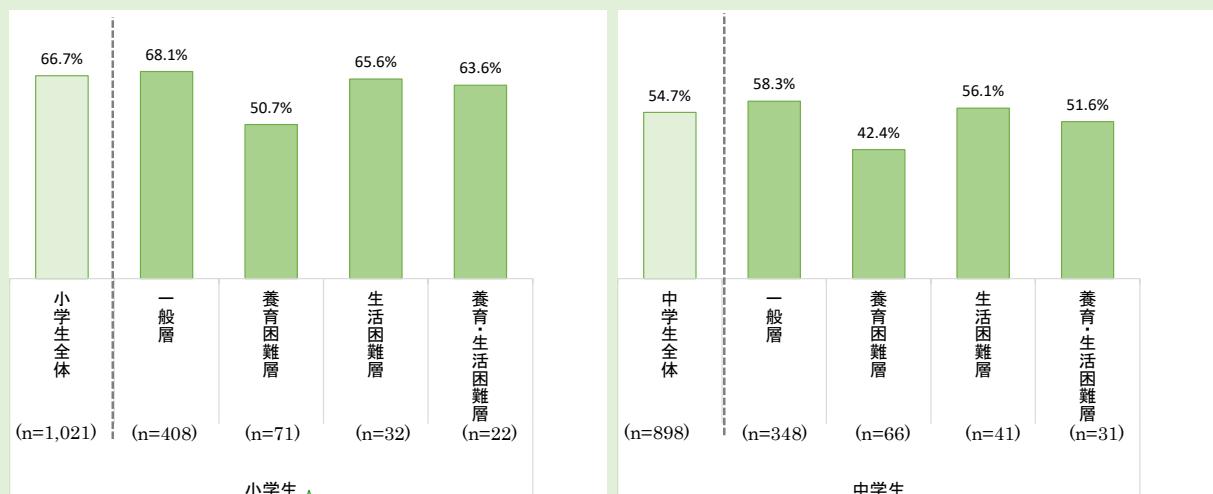
子どもの自己肯定感について、「今ままの自分が好きだ」ということに関しては、特に養育困難層の家庭の小学生で「とてもそう思う」、又は「そう思う」と回答された割合が他の類型と比べて低くなっています。

また、「自分は家族に大事にされていると思う」ということについては、養育・生活困難層の家庭の子どもで「とてもそう思う」と回答した割合が他の類型と比べて低くなっています。

このほか、「不安に感じることはない」という意識については、養育困難や生活困難の課題が見られる家庭の子どもで「とてもそう思う」、又は「そう思う」と回答した割合が比較的低くなっています。

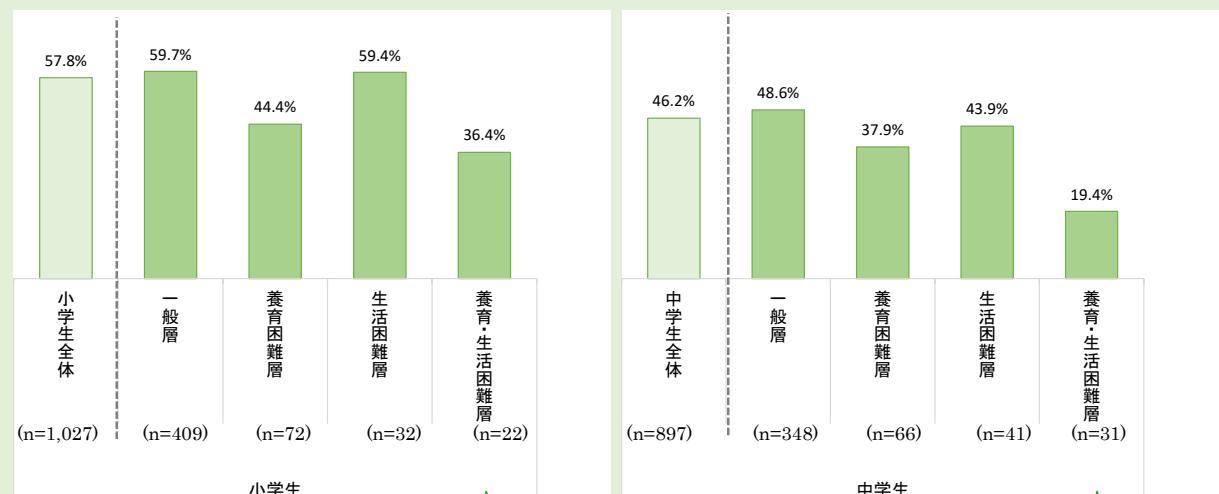
これら、子どもの自己肯定感等の意識に関する課題について、ヒアリング調査では、自信がなく、前向きな気持ちが長続きしない、様々なことに劣等感を持っている、将来へのイメージがわかない、長期的な視野に立って考えることができないといった傾向のある子どもがいることなどが指摘されています。

あなたの思いや気持ちについて「今ままの自分が好きだ」（「とてもそう思う」「そう思う」の割合）



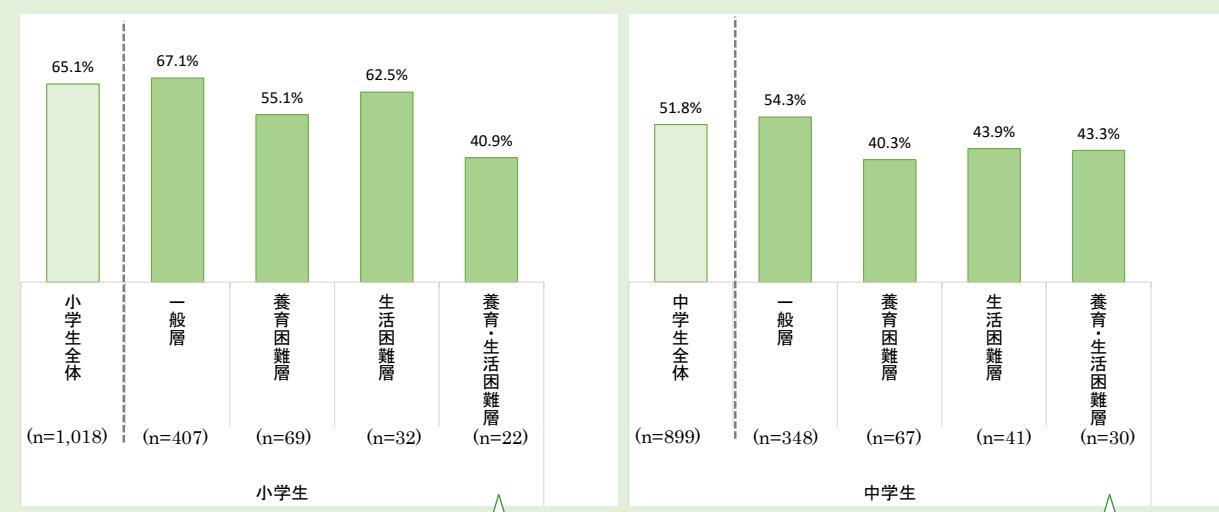
養育困難層の家庭の子どもで、「とてもそう思う」、又は「そう思う」の割合が他の類型と比べて低い（中学生については統計的な有意差なし）

あなたの思いや気持ちについて「自分は家族に大事にされていると思う」
 (「とてもそう思う」の割合)



養育・生活困難層の家庭の子どもは、「家族に大事にされていると思う」と回答する割合が他の類型と比べて低い

あなたの思いや気持ちについて「不安に感じることはない」(「とてもそう思う」「そう思う」の割合)



養育困難や生活困難の課題が見られる家庭の子どもは、「不安に感じることはない」と回答する割合が比較的低い

④居場所・経験に関する課題

幼少期（小学生になる前）の経験について、養育・生活困難層の家庭の小学生では、家族の人公園などで遊んでもらったことが、「よくあった」と回答した割合が、他の類型と比べて低くなっています。

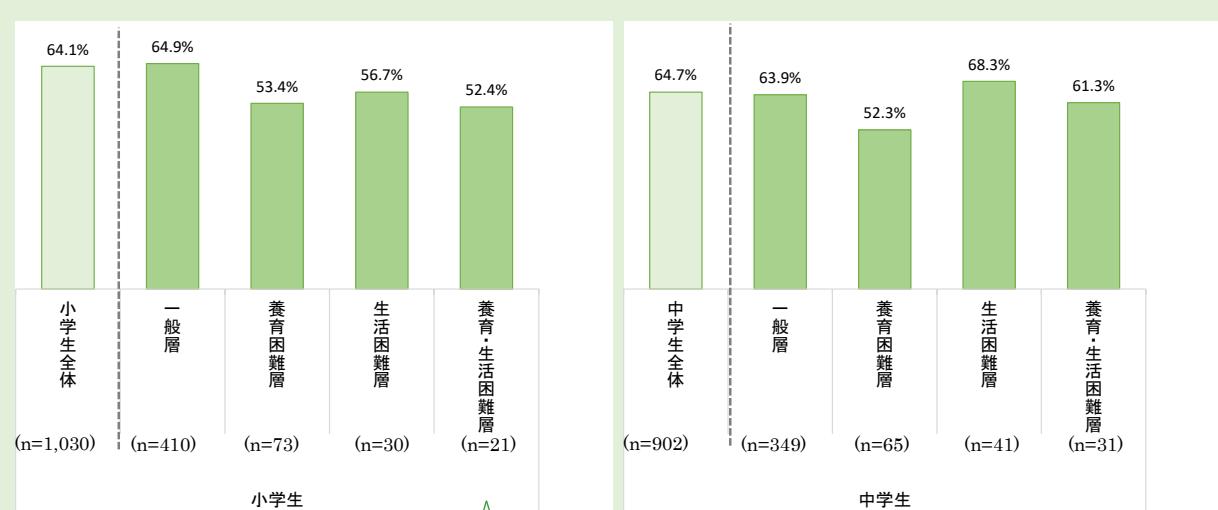
また、現在のことについて、「平日（学校に行く日）の学校が終わってから寝るまでの間に過ごすことがある場所の中で、一番居心地がいい居場所」の回答は、養育・生活困難層の家庭の小学生で、他の類型と比べて「自分の家」の割合が低く、「居心地がいい居場所はない」の割合が高くなっています。

このほか、「友だちに好かれていると思う」ということに関しては、養育・生活困難層の家庭の子どもで「とてもそう思う」と回答した割合が他の類型と比べて低くなっています。なお、生活困難層の家庭の子どもでは回答割合が低くなっているわけではないことから、特に、養育困難層に該当するか否かで回答が異なっていることが分かります。

これら子どもの居場所・経験に関する課題について、ヒアリング調査では、幼少期の遊びなどを通じた経験が不足している子どもがいること、保護者が夜の時間帯に仕事をしている間子どもだけで家にいる家庭があることが指摘されています。また、周りとコミュニケーションなどで課題が見られる子どもがいることや、集団の場になじめず不登校になる子どもがいることなども指摘されています。

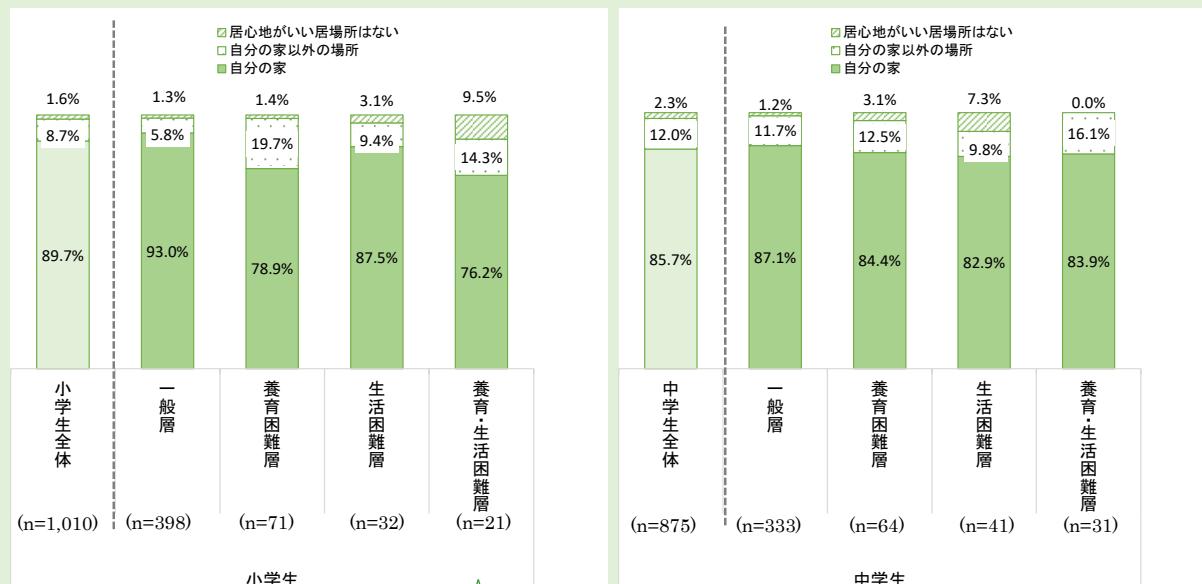
小学生になる前の経験について「家族の人に公園などで遊んでもらったこと」

（「よくあった」の割合）



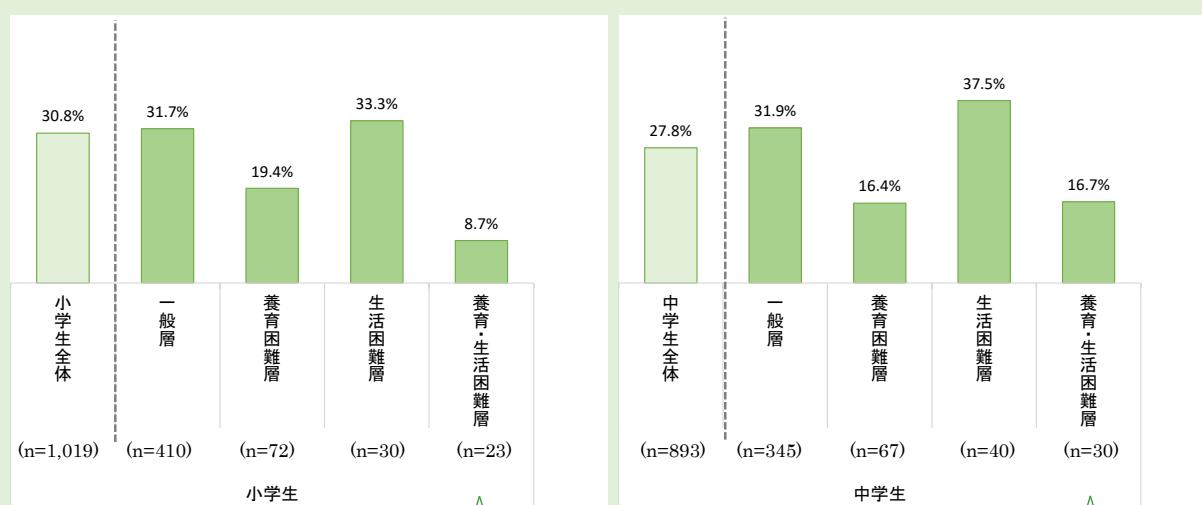
養育・生活困難層の家庭の小学生は、「よくあった」と回答する割合が他の類型と比べて低い
(中学生については統計的な有意差なし)

平日（学校に行く日）の学校が終わってから寝るまでの間に過ごすことがある場所の中で、あなたにとって一番居心地がいい居場所はどこですか



養育・生活困難層の家庭の小学生は、「一番居心地がいい居場所について「自分の家」と回答する割合が他の類型と比べて低い（中学生については統計的な有意差なし）

あなたの友だちとの関係について「友だちに好かれていると思う」（「とてもそう思う」の割合）



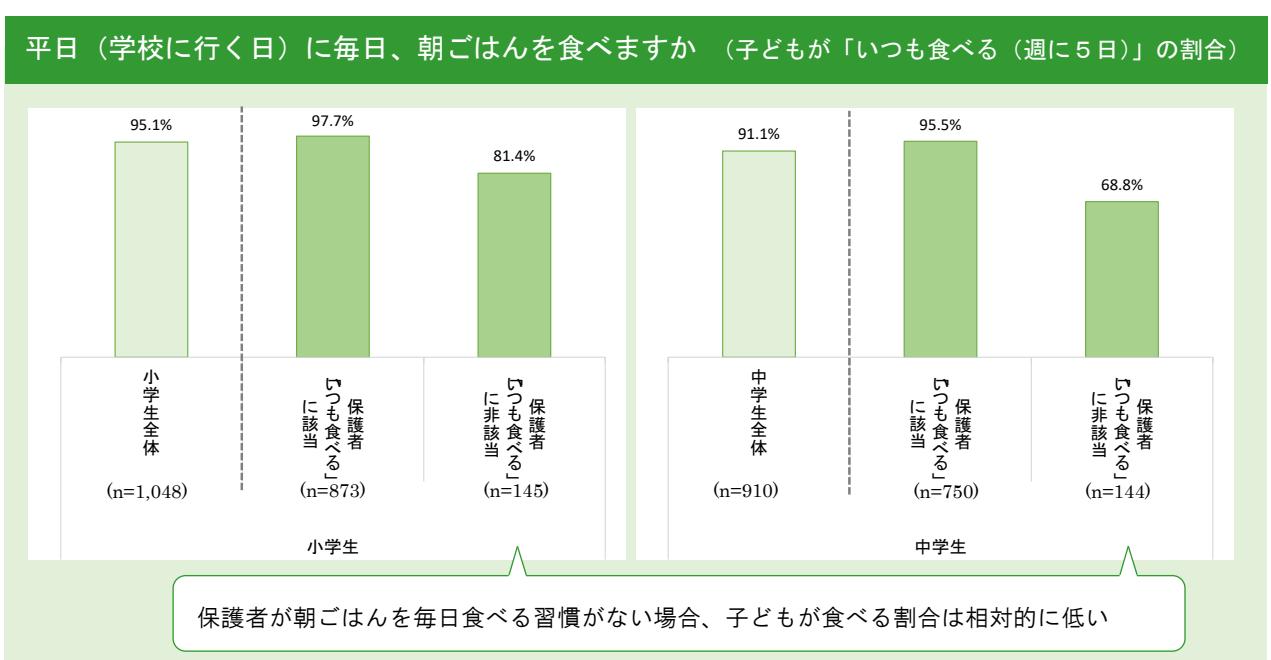
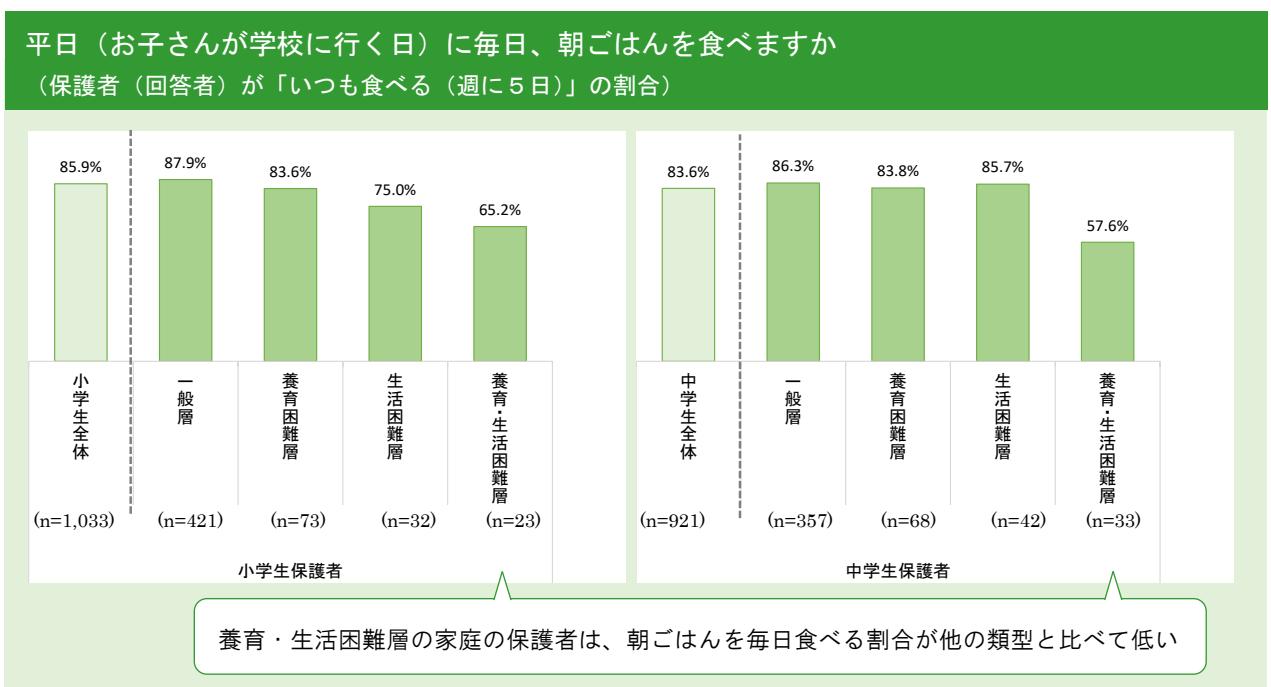
養育・生活困難層の家庭の子どもは、「友だちに好かれていると思う」と回答する割合が他の類型と比べて低い

3-3 課題はどのように子どもに伝わってきているのか

①朝ごはんの摂取

保護者が平日に朝ごはんを食べるかについて、養育・生活困難層の家庭で、「いつも食べる（週に5日）」の割合が低い傾向が見られます。また、保護者の状況と子どもの状況の関連性を見ると、朝ごはんをいつも食べる習慣がない保護者の子どもで、「いつも食べる（週に5日）」の割合が相対的に低くなっています。

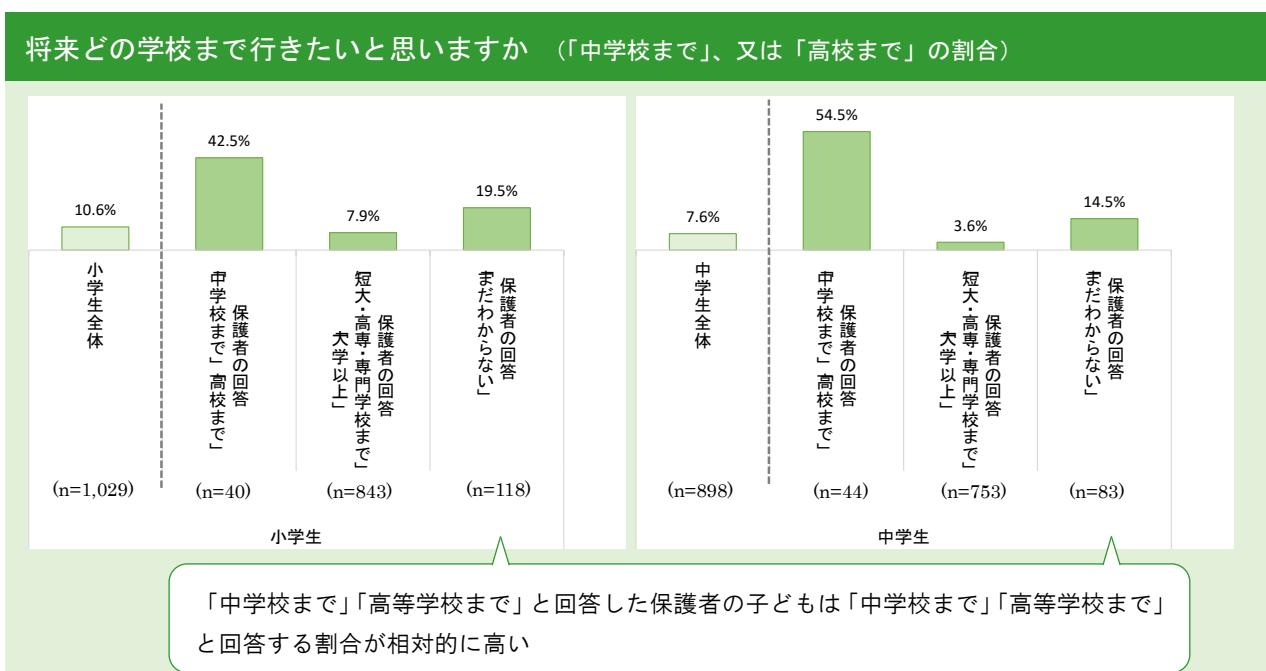
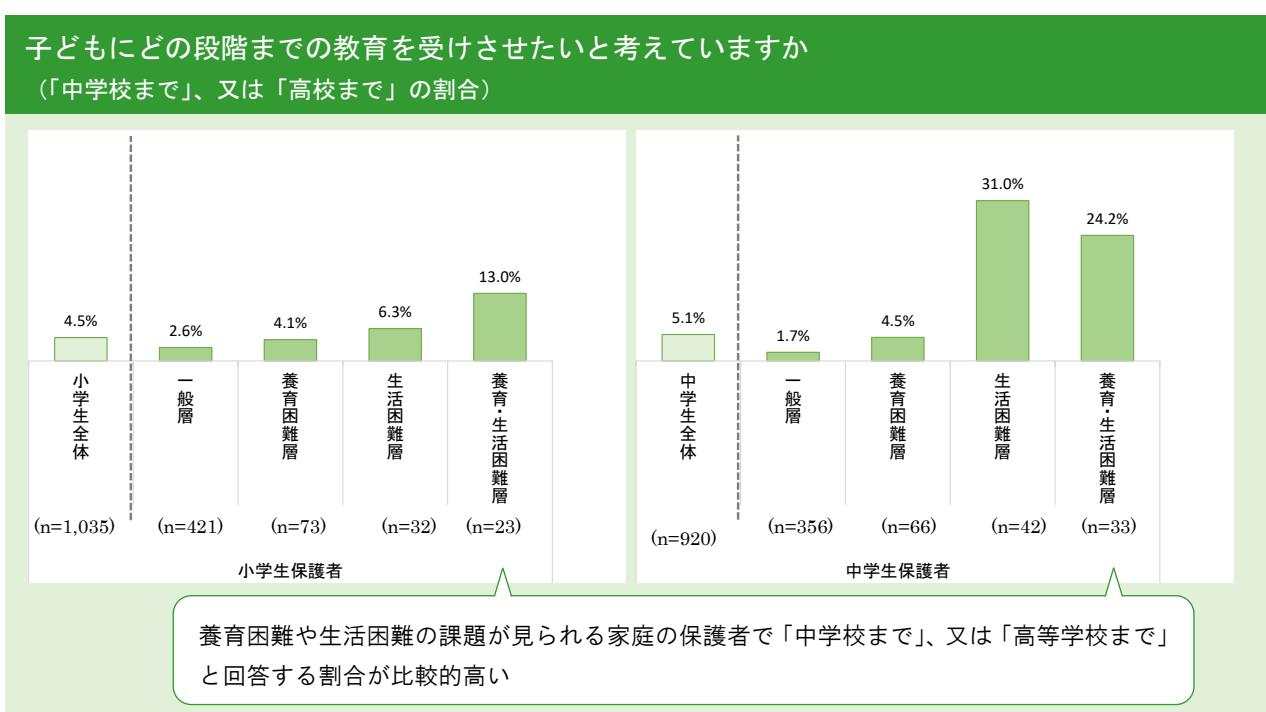
このように、子どもの生活習慣に課題が見られる背景の一つとして、保護者自身の生活習慣の違いが直接的に影響していることがあるのではないかと考えられます。



②進学意識

保護者が子どもにどの段階までの教育を受けさせたいと考えているかについて、「中学校まで」、又は「高校まで」と回答した割合は、養育困難や生活困難の課題が見られる家庭で比較的高くなっています。また、保護者の考えと子どもの考えの関連性を見ると、「中学校まで」、又は「高校まで」と回答した保護者の子どもで、「中学校まで」、又は「高校まで」と回答する割合が相対的に高くなっています。

学力や学費負担のことも関連すると考えられますが、保護者の考えが子どもにも伝わり、小学生の段階から既に将来の選択の幅を狭めてしまっているのではないかと推察されます。



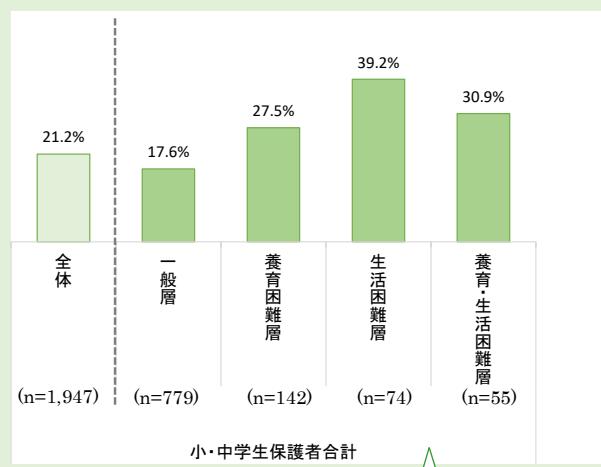
③暮らし向き

保護者（回答者）が15歳の頃の家庭の暮らし向きについて、「大変苦しかった」、又は「やや苦しかった」と回答した割合は、養育困難や生活困難の課題が見られる家庭の保護者で比較的高くなっています。

このように、困難の状況が祖父母世代から親の世代へと伝わってきている状況にあることがうかがえ、更に、親世代から子ども世代へと伝わっていくのではないかということが懸念されます。

保護者（回答者）が15歳の頃の家庭の暮らし向き

（「大変苦しかった」、又は「やや苦しかった」の割合）



養育困難や生活困難の課題が見られる家庭の保護者は、自身が15歳の頃の暮らし向きについて「苦しかった」と回答する割合が比較的高い

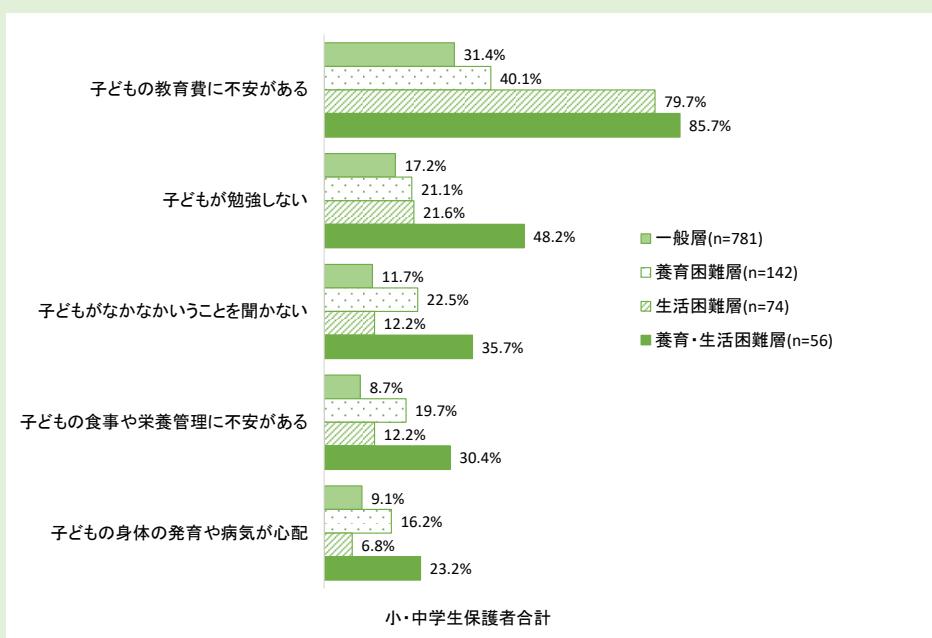
3-4 どのような支援が必要とされているのか

①保護者に対する支援

子育てに関する心配ごとや悩みごと¹⁵について、困難の重なりによる4類型別に集計すると、養育・生活困難層の家庭では、教育費の不安を始め、子育てに関して様々なことが課題になっていました。

保護者に対する支援に関して、ヒアリング調査では、様々な課題が複合的になっているため横断的な支援が必要であること、相談内容によって分かれるのではなく総合的にサポートし気軽に相談できる場所が必要であること、慣れない土地での育児で頼れる人がいない場合には相談事に限らず雑談できる場所も必要であることなどが指摘されています。また、深刻な状況にある保護者ほど直接的に支援を要請することができない傾向があることも指摘されており、周囲のサポートの必要性が高いことがうかがえました。

お子さんの子育てに関して、心配ごとや悩みごとはありますか（複数回答）

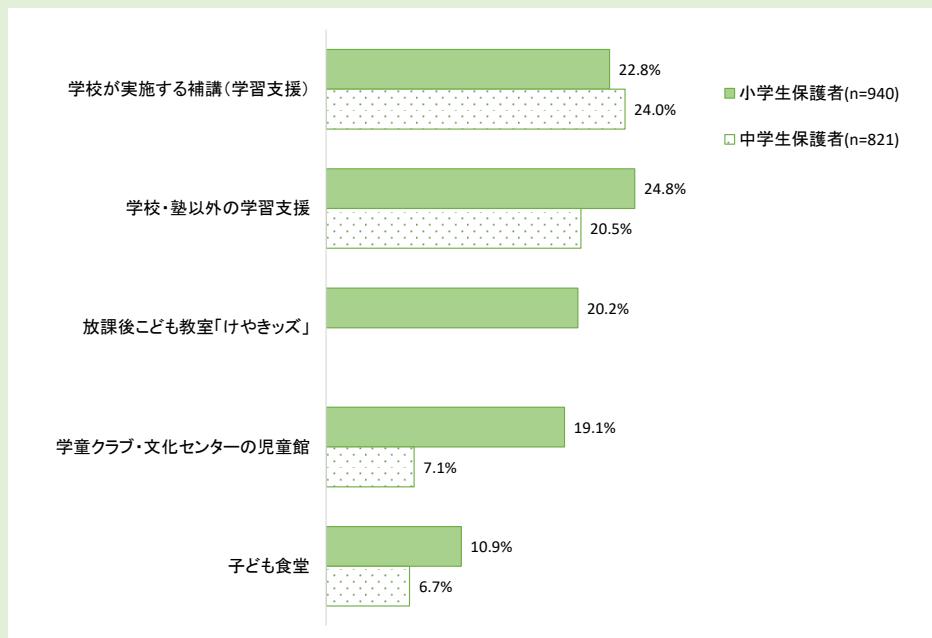


¹⁵ 16の項目から複数回答可能な形式での設問で調査しており、ここでは小学生保護者・中学生保護者ともに、困難の重なりの状況別に統計的に有意な差異が見られた5項目への回答結果を示しています。

各種の支援制度等に関し、保護者から興味があると回答されたものとしては、「学校が実施する補講（学習支援）」や「学校・塾以外の学習支援」といった、学習支援に関するこの割合が高く、放課後・地域の居場所に関する回答も、特に小学生の保護者で高くなっています¹⁶。

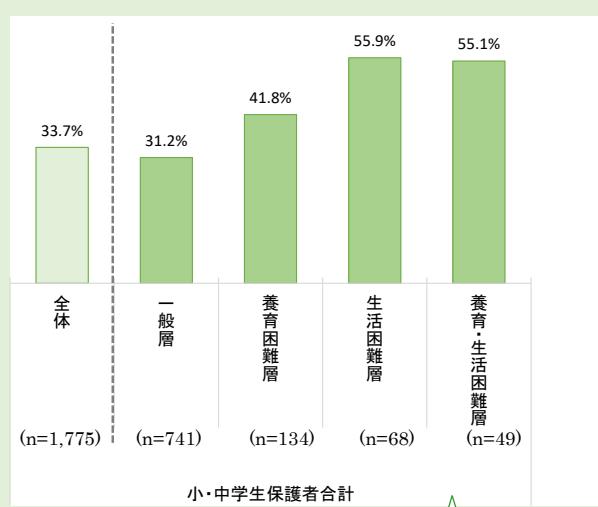
なお、学習支援に関する興味がある割合は、養育困難や生活困難の課題が見られる保護者で特に高くなっています。

現在、以下の支援制度等を利用することに興味がありますか（複数回答）



利用することに興味がある支援制度

（「学校が実施する補講（学習支援）」、又は「学校・塾以外の学習支援」と回答した割合）



養育困難や生活困難の課題が見られる保護者は、学習支援に対し興味があると回答する割合が比較的高い

¹⁶ 14の項目から複数回答可能な形式での設問で調査しており、ここでは、回答割合が高かった5項目への回答結果を示しています。（「放課後こども教室『けやきッズ』」に関しては小学生保護者の結果のみ掲載しました。）

②子どもに対する支援

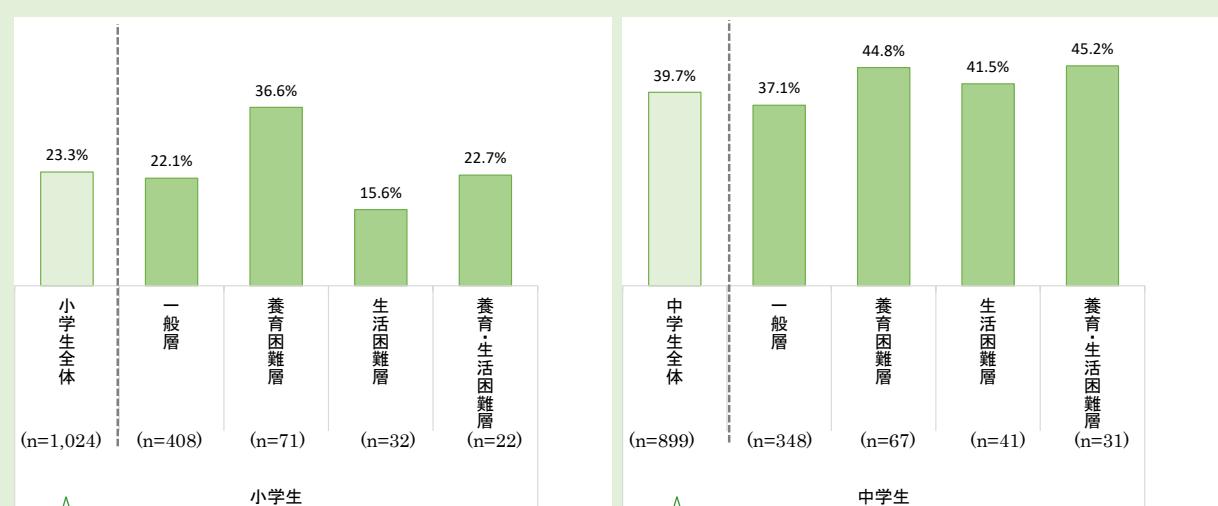
養育困難や生活困難の課題が見られる家庭では、子どもにも様々な課題が見られるようになることが分かりました。なお、ヒアリング調査では、アンケート調査から把握できなかつたこととして、保護者の都合で学期途中に来日するなど日本語の学習や文化の違いなどに課題を抱える子どもがいることや、大学等に進学した後の就職の際や奨学金の返済に当たり課題が表出することがあることなども指摘されています。

子どもに対する支援に関して、ヒアリング調査では、特に自己肯定感が低い子どもたちなどに対し、役割がある、褒められる、存在が認められる居場所を多様な形態でつくっていくことが重要と指摘されました。また、中長期的に関わり、支援をコーディネートする人が必要であること、レッテルを貼ることがないよう全ての子どもたちへの対応が必要であることなどが指摘されています。何らかの課題を抱えながら支援につながっていない子どもも多くいるのではないかということも指摘されました。

アンケート調査で「未来の自分が楽しみだ」という項目について、「そう思わない」「あまりそう思わない」と回答した割合は、小学生で 23.3%、中学生で 39.7%となっていました。この点については困難の重なりによる 4 類型別に統計的に有意な差は認められませんでした。このような結果からも、現在明確な課題が把握できている子どもだけでなく、広く子どもの未来を応援する体制づくりが必要であることがうかがえました。

あなたの思いや気持ちについて「未来の自分が楽しみだ」

(「そう思わない」「あまりそう思わない」の割合)



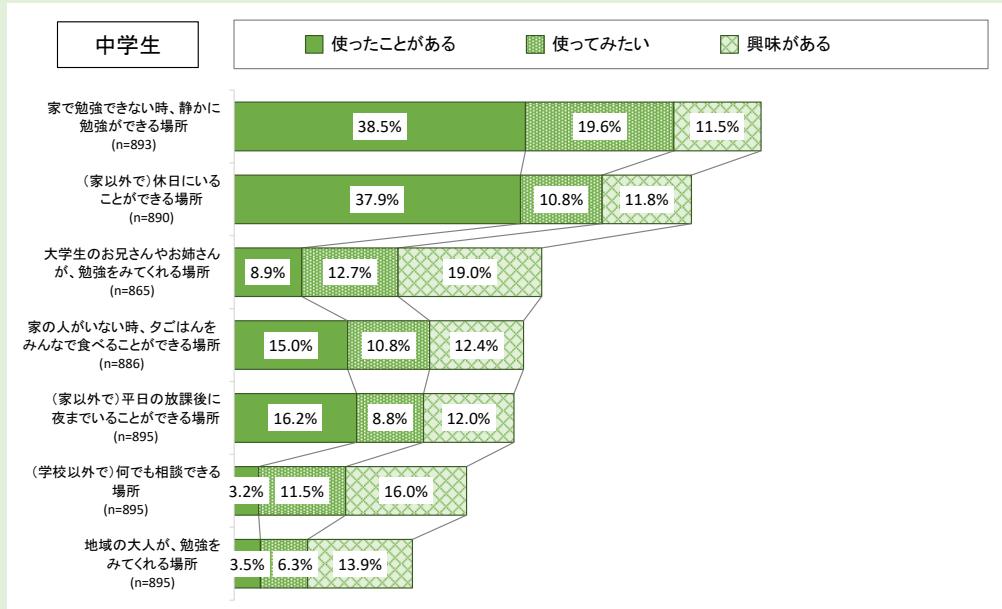
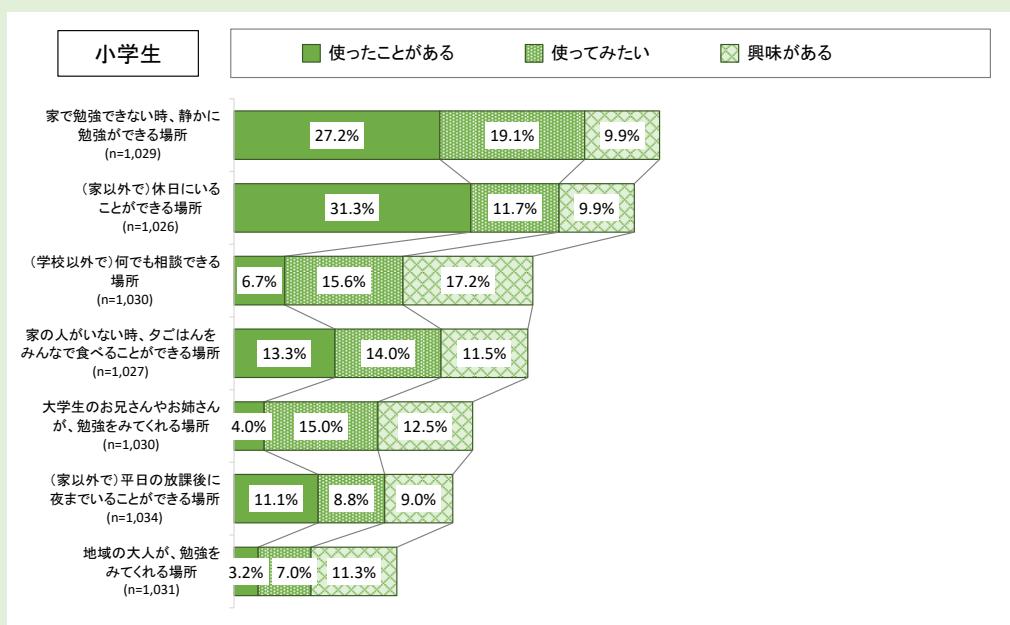
小学生 23.3%、中学生 39.7%が「そう思わない」、又は「あまりそう思わない」と回答

(困難の重なりによる 4 類型別には小学生・中学生ともに統計的な有意差なし)

アンケート調査で、居場所に関して子ども自身が、「使ったことがある」のほか、「使ってみたい」、又は「興味がある」と回答したものは、小学生・中学生ともに「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」の割合が最も高く、次いで「(家以外で)休日にいることができる場所」の割合が高くなっています。

「使ってみたい」、又は「興味がある」の回答のみに着目すると、小学生では、「(学校以外で)何でも相談できる場所」(合わせて 32.8%)、中学生では「大学生のお兄さんやお姉さんが、勉強をしてくれる場所」(合わせて 31.7%)についての関心が比較的高いことがうかがえます。

次のような場所を使ったことがありますか 使ったことがない人は、あれば使ってみたいと思いますか



3-5 課題のまとめ・整理

①複合的に重なり合いが生じている様々な課題

調査の結果、時間的制約や心身の不安定、社会的孤立・孤独など、養育上の課題を抱えている保護者がいることを把握しました。また、経済的に苦しい状況で生活している家庭・保護者が一定の割合でいることが分かりました。

更に、これらの課題が見られる家庭の子どもは、生活習慣・健康面、学習面、心理面など、様々な形で課題を抱える可能性が高くなることが分かりました。これら様々な課題が複合的に重なり合い、必ずしも子ども本人の責任によらないところで、未来の可能性が狭まっている子どもがいるのではないかと考えられます。

これらの課題への対策としては、経済的支援の面だけでなく、健康面を支える支援や学習支援、安心して過ごすことができる「居場所」を整備することなど、子どもの成長に応じた各段階において、それぞれの生活実態に即した支援を行っていくことが重要であると考えられます。

②保護者から子どもへの課題の「世代間連鎖」

アンケートの結果、保護者から子どもへの課題の「世代間連鎖」が生じていることがうかがえました。親世代から子どもに対して、朝食欠食の状況や、進学意識等が連鎖している（連鎖する可能性が高い）ことが分かり、また、祖父母世代から親世代にかけて、暮らし向きの状況等が連鎖し、課題が世代を超えて伝わってきてている状況にあることがうかがえました。

このような課題の「世代間連鎖」を断ち切っていくためには、子ども自身に対する支援だけではなく、保護者に対する支援も非常に重要と考えられます。また、既に課題が大きくなってしまった後の対応だけでなく、より早い段階から切れ目のない支援をしていくことが重要と考えられます。

③総合的な支援の必要性

課題を抱えている（将来的に抱える懸念がある）保護者・子どもに対する支援の在り方を検討するに当たり、今後は、多方面からの支援を充実させるという考え方だけでなく、多機関の連携による、分野横断的な支援が必要と考えられます。

ヒアリング調査のなかで、真に支援が必要な人ほど自ら支援を要請することができないという課題があることも指摘されています。行政として包括的な相談支援の体制を整備するとともに、多機関との連携を図り、支援が必要な方を適切な制度やサービスにつなげるようになることが重要と考えられます。

また、地域において、子ども食堂や学習支援の場など、子どもの居場所となるような場を多様な形態で整備していくことが重要と考えられます。この点については、行政として整備を推進していくだけでなく、地域で多様な支援活動を行っている社会福祉法人やNPO等の民間団体との連携を推進していくことも重要と考えられます。本市の地域全体として、子どもの未来を応援するための体制づくりが重要です。

①複合的な課題

保護者

時間的制約
心身の不安定
孤立・孤独
生活困窮

影響 ↓

子ども

生活習慣・健康面
学習面
心理面

②課題の「世代間連鎖」

保護者

生活習慣
暮らし向きの状況

連鎖 ↓

子ども

生活習慣
暮らし向きの状況

③総合的な支援が必要

多方面からの支援
多機関の連携
分野横断的な支援
包括的な相談
多様な居場所

4 理念・方針

4-1 理念

子どもが置かれている現状や課題を踏まえ、本市において今後子どもの未来を応援する施策を開いていくため、理念を次のとおり定めます。

すべての子どもの未来が明るく、

希望に満ちたものになるよう、

まち全体で子育て家庭を支援し、

子どもの健やかな育ちを応援します

4-2 方針

この理念に基づき、次の4つの方針を設定し、施策の推進を図ります。

方針1

乳幼児期からの切れ目のない支援

- ①切れ目のない相談支援と情報提供
- ②質の高い教育・保育の提供
- ③母子の健康管理への早期支援

方針2

学童期からの多面的な支援

- ①基礎学力を身に付けられる学習環境の充実
- ②子どもの選択肢を広げる多様な体験の提供
- ③子どもの成長を促す家庭教育への支援

方針3

地域での寄り添いによる支援

- ①地域・行政が同じ目線でつながるネットワークづくり
- ②様々な交流や経験ができる子どもの居場所づくり
- ③強みを活かした市民協働の推進

方針4

生活基盤への経済的な支援

- ①生活を支える給付・助成制度
- ②保護者への就労支援
- ③包括的な暮らしの相談

5 施策の展開

方針 1

乳幼児期からの切れ目のない支援

親から子どもへ続く課題の「世代間連鎖」を断ち切るために、既に表出・顕在化している課題に対して、より早期に対処するとともに、課題が生じないように切れ目のない支援を行っていくことが重要と考えられます。このことから、母親の妊娠期や子どもが乳幼児期にある段階から、保護者に対する支援を中心とした施策を推進します。

①切れ目のない相談支援と情報提供

出産や育児に悩みや不安を抱える保護者の話を丁寧に聞き、ニーズに応じた支援につなげることで心身の負担を軽減するため、子ども家庭支援センター「たっち」を中心として関係機関との連携を更に深めるとともに、妊娠期から切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センター事業を推進します。子育てひろばなど気軽に子育ての相談ができる体制づくりを進め、アウトリーチ¹⁷を含めたきめ細やかな支援の充実を図ります。

また、子どもが産まれてから落ち着いて育児ができるように、親になることや子どもを育てることに関する意識啓発を行うほか、子どもの成長段階に合わせて、子育てサイトやメール配信、子育て情報誌で子育て情報の提供を行います。更に、親子がよく利用する場所での情報提供や相談、SNS¹⁸の活用を含めた、より効果的な情報提供手段を検討します。

【関連事業】利用者支援事業、子育て世代包括支援センター事業、
産前産後家庭サポート事業、子育て情報等推進事業 等

¹⁷ 「アウトリーチ」とは、援助者側から家庭や地域へ積極的に出向き、問題解決への動機づけを高めるように行う専門的援助を意味するものです。

¹⁸ 「SNS」とは、ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことです。

②質の高い教育・保育の提供

子どもたちが食事や着替えなど基本的な生活習慣を身に付け、友達や先生など他者との関わり、遊び、学びなど様々な体験を通じて、健やかに成長できるように、教育・保育の質を確保するための研修や新規に開設した保育施設等への巡回支援を実施するほか、幼稚園・保育所・小学校の連携に向けた取組を進めます。

【関連事業】保育施設等巡回支援事業、心理相談員等の巡回指導、
保育所サービス評価調査事業 等

③母子の健康管理への早期支援

子どもの健やかな育ちに大きく影響を与える母親の健康維持・向上のため、妊産婦健診、助産師相談などを実施するとともに、子どもの健康維持・向上のため、子どもに対する乳幼児健診事業、予防接種事業などを実施します。また、協力医療機関や保健所等の関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

保護者との愛着形成、感情のコントロール、集団生活への適応などで課題が見られる子どもについて、健診時などを通じて保護者と子どもの状況を早期に把握し、適切な支援につなげます。また、将来的に自立した社会生活を送ることができるよう、気軽に相談でき、適切な療育を受けられる体制づくりを推進します。

【関連事業】母子健康づくり支援事業、乳幼児発達支援事業、
障害者相談支援事業 等

方針 2

学童期からの多面的な支援

小学生以降は、活動範囲が広がり、子どもが自分の状況を認識するとともに、多感な時期でもあります。この時期には、学習面での課題が顕在化するだけでなく、心理面・人間関係の面など様々な課題を抱えるリスクが生じます。

国においても学校をプラットフォームとした総合的な対策を推進していく考えが示されており、学校と地域の連携によって子どもの活動の場や居場所づくりなども含めた多面的な支援を推進します。

①基礎学力を身に付けられる学習環境の充実

学校行事の充実や様々な支援体制の整備など、学校生活において、子どもたちが学ぶことの楽しさを実感できる環境を整備するとともに、子どもたちが身に付けるべき力を確実に修得できるよう、授業の充実を図ります。また、子どもたちや保護者の悩み事や心配事に対応できるよう、スクールソーシャルワーカー¹⁹やスクールカウンセラー²⁰などを含めた教育相談体制を整備するほか、不登校の未然防止や学校復帰に向けた対応、フリースクール²¹との連携など安心して学習に取り組むことができる環境づくりを推進します。

学校外での学習支援については、中学生に対しての事業を引き続き実施します。さらに、より早期の段階で支援することが重要と考えられることから、小学生に対する学習支援策を検討します。

【関連事業】学校教育指導向上推進事業、教育相談環境整備・活用事業、スクールソーシャルワーカー事業、不登校の未然防止対策、特別支援教育事業、生活困窮者子どもの学習支援事業 等

¹⁹ 「スクールソーシャルワーカー」とは、校内やあるいは学校の枠を超えて関係機関等との連携をより一層強化し、児童生徒の課題解決を図るために配置される、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する専門家のことです。

²⁰ 「スクールカウンセラー」とは、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るために配置される、臨床心理に専門的な知識・経験を有する専門家のことです。

²¹ 「フリースクール」とは、不登校児童生徒を受け入れ、相談や学習機会の提供等を行っている民間の団体、施設のことです。

②子どもの選択肢を広げる多様な体験の提供

子どもが将来への選択肢を広げられるよう、学校においては、教育活動の一環である農業体験や職場体験、セカンドスクール²²などを通じて様々な体験活動を実施します。

学童クラブ、放課後子ども教室においては、両事業の連携を推進し、放課後の安全・安心な居場所とともに、遊びや学びなど多様な体験の機会を提供するほか、美術館、図書館において文化・芸術等に触れる機会を提供します。

【関連事業】 学童クラブ、放課後子ども教室、子ども読書活動推進事業、
美術館教育普及活動、子ども農業体験推進事業、中学生職場体験 等

③子どもの成長を促す家庭教育への支援

全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域において保護者が子どもの成長を促す家庭教育や子育てについて学べる学習機会を提供するため、家庭教育学級や食育の取組を推進するほか、多様化する生活スタイルに合わせた地域での家庭教育支援の在り方について検討します。

【関連事業】 家庭教育学級、食育推進事業 等

²² 「セカンドスクール」とは、自然に恵まれた場所で長期に滞在して行う宿泊体験学習のことです。

方針 3

地域での寄り添いによる支援

保護者や子どもに対する支援を推進していくに当たっては、地域の方からの見守りやサポート等、日常生活の中での関わりが非常に重要であると考えられます。

地域住民同士のふれあいが深まり、こころ豊かな明るい地域となるよう、地域全体で親子に寄り添える環境整備を進めるとともに、支援機関の連携体制や、地域における協力体制の充実を図ります。

①地域・行政が同じ目線でつながるネットワークづくり

地域と行政が一体となって子育て家庭や子ども・若者を支援するため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、自治会、わがまち支えあい協議会などとの連携を図りながら、地域のネットワークづくりを推進します。

【関連事業】地域福祉コーディネーター事業、青少年総合相談運営事業、
地域コミュニティ活動活性化支援事業 等

②様々な交流や経験ができる子どもの居場所づくり

子育て家庭が孤立しないように、地域子育て支援センター「はぐ」を中心として、未就学児の親子を対象とした子育てひろばを実施し、親子が気軽に交流できる場を提供します。また、地域の人材や団体などとのさらなる連携や協働を図りながら、講座などを通じた啓発活動を推進します。

子ども食堂など子どもを中心としながら、地域の方が誰でも気軽に交流し、子どもが様々なことを経験できる居場所づくりを推進し、地域で子どもを見守る気運の醸成を図ります。更に、市内の施設を活用しながら、小学生、中高生の居場所づくり推進を図っていきます。

【関連事業】地域子育て支援事業、子育てひろば事業、児童館運営事業
青少年健全育成事業 等

③強みを活かした市民協働の推進

子どもの未来を応援する取組は多分野に及び、複合的な課題や多様なニーズが存在することから、行政、大学、地域団体、企業などがそれぞれの強みを活かして対応できる仕組みづくりを進めます。併せて、連携の仕組みづくりや取組を推進するコーディネーターの設置を検討します。また、地域の人材を、学校支援ボランティアとして活用しながら、地域と学校が双方向で活性化を目指すコミュニティ・スクール²³を推進するなど、地域ぐるみで子どもたちを見守り、育てていく仕組みづくりを進めます。

【関連事業】市民協働推進事業、コミュニティ・スクールの推進 等

²³ 「コミュニティ・スクール」とは、学校・家庭・地域社会が一体となり、具体的な行動を通して児童・生徒の「学び」や「育ち」を支援し、課題解決に当たる仕組みのことです。

方針 4

生活基盤への経済的な支援

様々な課題が複合的に生じている場合、経済的な援助があれば、全て解決するような単純なものではないと考えられます。しかし、経済的な問題は中心的課題の一つであることには相違ありません。

経済的に困難な状況にある家庭の生活を支えるために、直接給付による支援だけでなく、保護者の就労支援や制度に関する情報周知などの施策を着実に実施していきます。

①生活を支える給付・助成制度

安心して子育てができるよう、手当の支給や医療費の助成をすることで経済的負担を軽減します。

教育の機会均等を図るため、奨学金の給付・貸付け等の教育関連資金の支援を行うほか、低所得者に対しては、学校で学習するために必要な経費（学用品費・給食費等）について援助を行います。

なお、国の基準に該当する世帯に対しては、生活保護費を支給し、自立を支援します。

【関連事業】児童手当、児童扶養手当、児童育成手当、子育て家庭医療費等助成事業、
奨学金の給付・貸付け、就学援助、受験生チャレンジ支援貸付事業、
生活保護 等

②保護者への就労支援

保護者が安定した職に就けるように、ハローワークと連携して就労支援を推進するとともに、安心して就労を続けられるように、就労中に子どもが安心して過ごせる環境づくりを推進します。また、ひとり親家庭の保護者に対して、職業訓練給付などの自立支援を行います。

【関連事業】生活困窮者及び生活保護受給者就労支援事業、

保育所、学童クラブ、一時預かり、定期利用保育、病児・病後児保育
トワイライトステイ、ひとり親家庭自立支援事業 等

③包括的な暮らしの相談

複合的な課題を抱えた家庭もあることから、関係部署、関係機関の連携により、暮らしに関する様々な相談に対して適切な制度やサービスにつなぎます。また、子どもの教育費等に不安を抱える保護者が多くいることから、家計セミナーの開催、子育てひろばや子ども食堂など子育て世代が集まる場所でのミニ講座の開催・チラシ配布などを行い、家計に関する意識啓発を図るとともに、家計のバランスがうまく取れていない家庭に対して、各種手続などの機会をとらえて個別に家計の改善支援を行います。

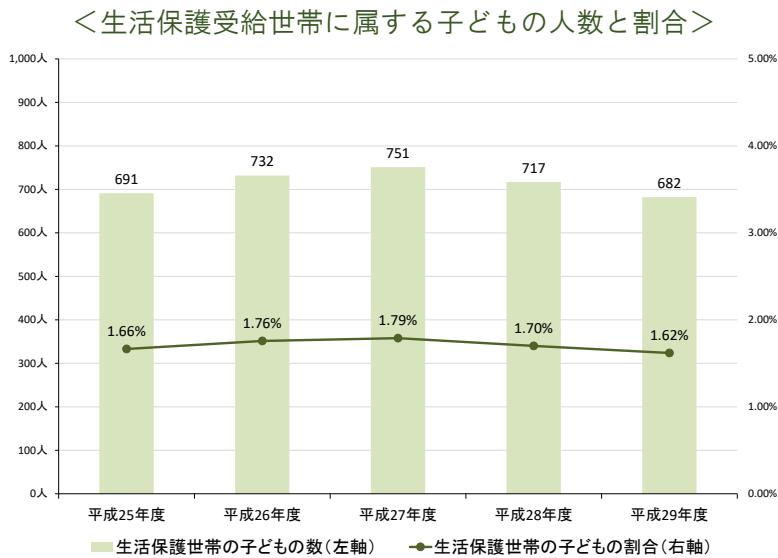
【関連事業】生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業、家計改善支援事業）

ひとり親家庭自立支援相談事業 等

参考資料

①府中市の現状に関するデータ

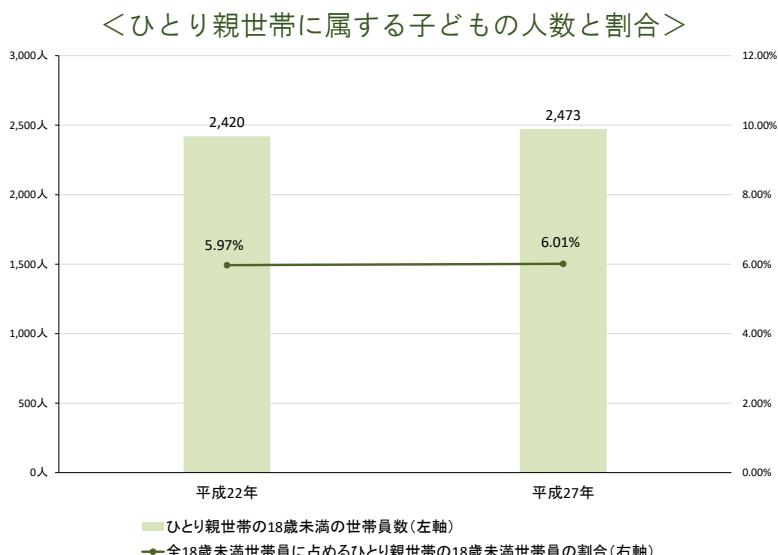
生活保護受給世帯に属する子どもの数は平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日現在）で 682 人であり、全ての子どもに占める割合は約 1.6% となっています。



出典：府中市調べ

※生活保護世帯の子どもの数（分子）、府中市の 18 歳未満の子どもの数（分母）とともに 4 月 1 日現在の数値。

ひとり親世帯の 18 歳未満の世帯員数は平成 27 年 10 月時点で 2,473 人であり、全ての 18 歳未満の子どもに占める割合は約 6.0% となっています。



出典：総務省統計局「国勢調査」

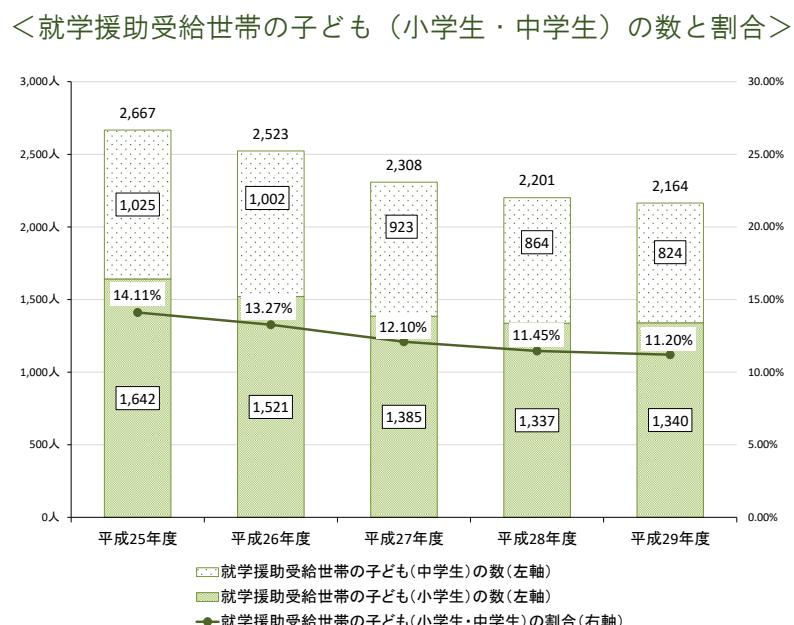
※ひとり親世帯の 18 歳未満の世帯員数は、母子・父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の 18 歳未満世帯員の合計（施設等の入所者を除く）。

児童扶養手当受給世帯数（全部支給・一部支給の総数）は平成29年3月時点で1,576世帯となっています。



出典：東京都福祉保健局「年報（福祉・衛生行政統計） 5ひとり親福祉」各年3月末
※全部支給世帯と一部支給世帯を合わせた世帯数であり、停止の世帯は含まない。

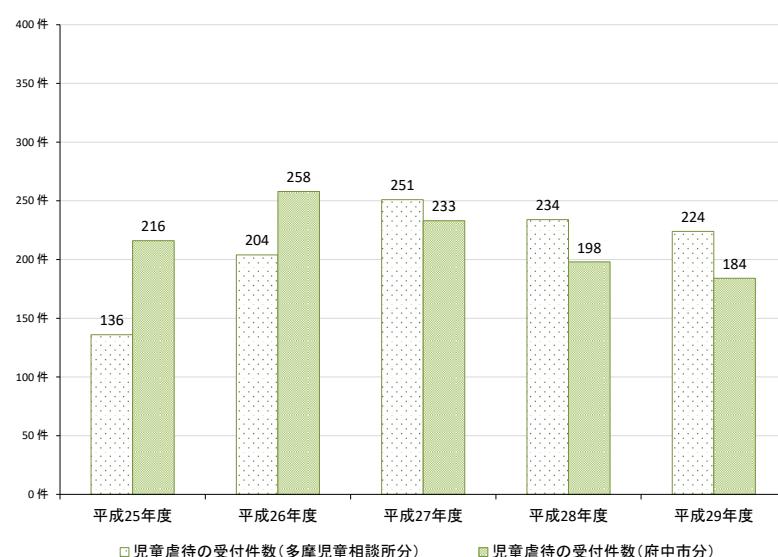
就学援助受給世帯の子ども（小学生・中学生）の数は、平成29年度（平成30年3月31日時点）で2,164人、児童・生徒数に占める割合は約11.2%となっています。



出典：府中市調べ

府中市在住者の児童虐待受付件数について、平成29年度は多摩児童相談所分が224件、府中市分が184件となっています。

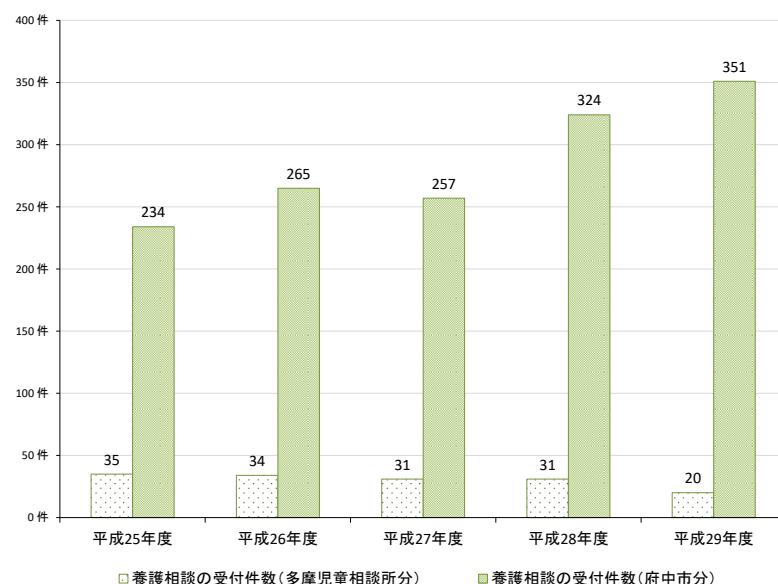
＜児童虐待受付件数＞



出典：府中市調べ

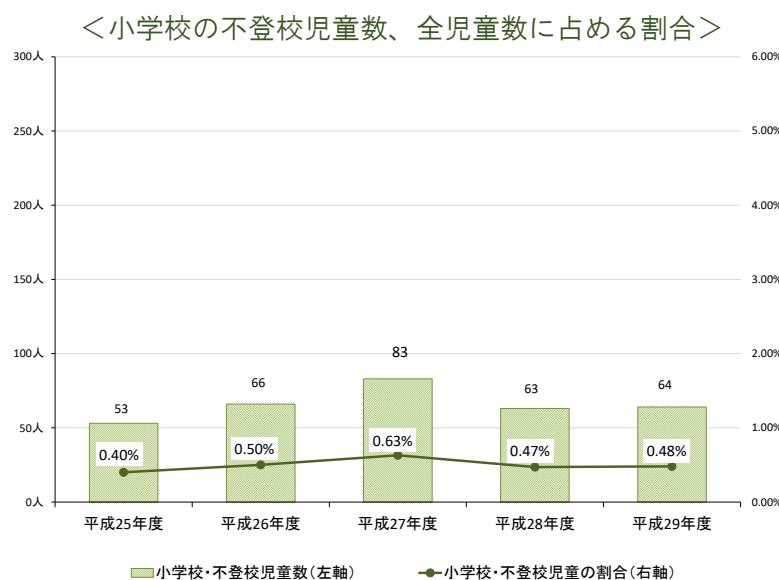
府中市在住者の養育困難相談受付件数について、平成29年度は多摩児童相談所分20件、府中市分351件となっています。

＜養育困難相談受付件数＞



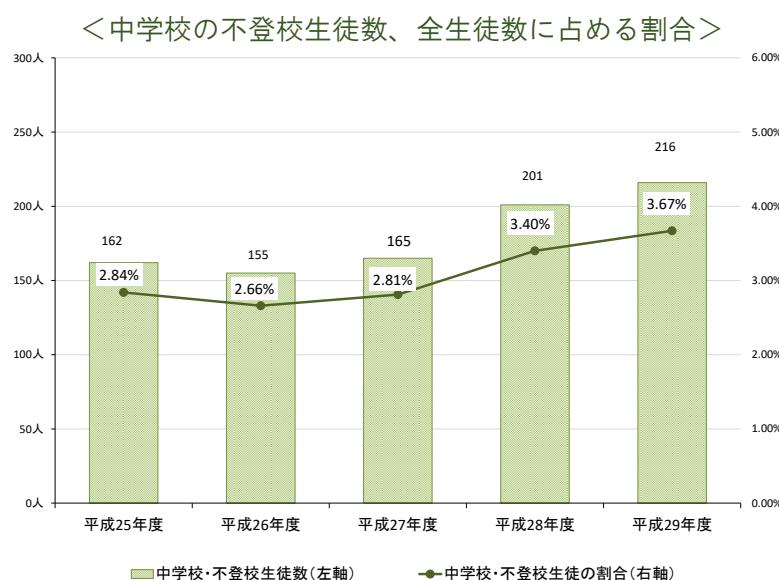
出典：府中市調べ

小学校における不登校児童数について、平成 29 年度は 64 人であり、全児童に占める割合は約 0.5%となっています。



出典：府中市調べ

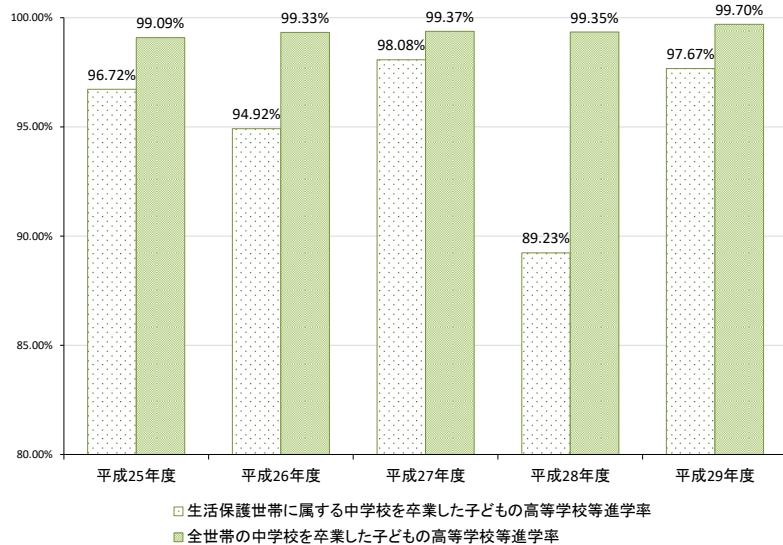
中学校における不登校生徒数について、平成 29 年度は 216 人であり、全生徒に占める割合は約 3.7%となっています。



出典：府中市調べ

生活保護世帯に属する子どもが中学校卒業後に高等学校等に進学する割合は、平成 29 年度卒業者では約 97.7% となっています。

＜中学校卒業後の高等学校等進学率＞

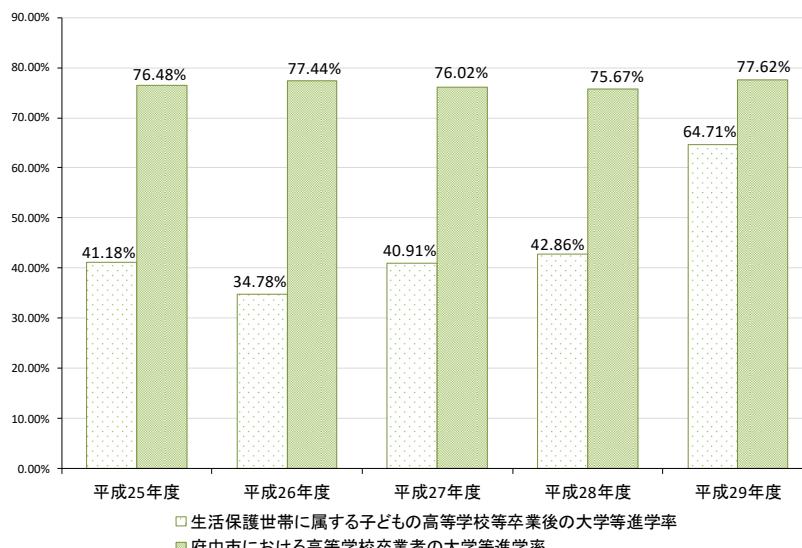


出典：生活保護世帯に関する状況は府中市調べ。全世帯については東京都教育委員会「公立学校統計調査報告書【公立学校卒業者の進路状況調査編】」各年度版より。

※生活保護世帯については特別支援学校中等部卒業者も含み、進学先として専修学校・各種学校・公共職業能力開発施設等も含む。全世帯については進学先として専修学校等を含む。

生活保護世帯に属する子どもが高等学校等卒業後に大学等（専修学校・各種学校、公共職業能力開発施設等を含む）に進学する割合は、平成 29 年度卒業者では約 64.7% となっています。

＜高等学校等卒業後の大学等進学率＞



出典：生活保護世帯に関する状況は府中市調べ。府中市の高等学校卒業者の進学率については各年度学校基本調査報告「卒業後の状況調査（高等学校）」より算出。

※生活保護世帯については進学先として専修学校・各種学校・公共職業能力開発施設等・高等専門学校専攻科・特別支援学校高等部専門科も含む。府中市全体としての高等学校卒業者の進学先には専修学校（専門課程）、専修学校（一般課程）、公共職業能力開発施設等を含む。

②審議会等での検討過程

年月日	事柄
平成30年 4月25日	第1回 府中市子ども・子育て審議会 ²⁴ ・諮問（府中市子どもの未来応援基本方針（仮称）策定について）
平成30年 5月23日	第5回 困窮者支援連絡会つながり Plus 部会 ²⁵ ・府中市子どもの未来応援基本方針（仮称）策定について説明 ・グループワーク（子どもが自立するために足りない要素について）
平成30年 7月19日	第2回 府中市子ども・子育て審議会 ・府中市子どもの生活実態調査（案）の審議
平成30年 7月30日	第6回 困窮者支援連絡会つながり Plus 部会 ・府中市子どもの生活実態調査（案）の報告 ・グループワーク（足りない要素を補う取組について）
平成30年 9月27日	第7回 困窮者支援連絡会つながり Plus 部会 ・府中市子どもの未来応援基本方針（仮称）策定の進捗状況報告 ・グループワーク（具体的事業の検討について）
平成30年10月30日	第4回 府中市子ども・子育て審議会 ・府中市子どもの未来応援基本方針（仮称）骨子案の審議 ・府中市子どもの生活実態調査実施状況報告（速報）
平成30年11月19日	第5回 府中市子ども・子育て審議会 ・府中市子どもの未来応援基本方針（仮称）案の審議
平成30年11月27日	第8回 困窮者支援連絡会つながり Plus 部会 ・府中市子どもの未来応援基本方針（仮称）案の報告
平成31年 1月 8日	第6回 府中市子ども・子育て審議会 ・答申書（案）の審議 ・府中市子どもの生活実態調査報告書（案）の報告
平成31年 1月15日	答申（府中市子どもの未来応援基本方針（案））

²⁴ 「府中市子ども・子育て審議会」は、府中市子ども・子育て審議会条例に基づく市の附属機関で、府中市の子ども・子育て支援に関する事項について調査審議するものです（委員は20名）。

²⁵ 「困窮者支援連絡会つながり Plus 部会」は、困窮者支援に関する庁内連絡会の部会で、府中市の子どもの貧困対策を中心に情報共有、検討を行うものです（会員は11課16名）。

③府中市子ども・子育て審議会 委員名簿

(◎会長、○副会長)

(選出区分別の 50 音順、敬称略)

選出区分	氏名	団体名等
子どもの保護者 (公募市民)	宮前 祐子 山崎 史衣	
子どもの保護者	二瓶 信行	府中市立小中学校PTA連合会 庶務幹事
事業主代表	臼井 正	むさし府中商工会議所 常議員
労働者代表	工藤 祐輔 久保 克公	連合三多摩・東部第二地区協議会 幹事 (東芝労働組合府中支部 執行委員) 連合三多摩・東部第二地区協議会 幹事 (東芝労働組合府中支部 執行委員) ※平成30年8月に委嘱
子ども・子育て支援関係団体	植松 政数 木下 義明 栗原 葉子 酒井 泰 芝辻 義治 林 比典子 高橋 かおる 田 中 公 仲 静 宏 中田 徳彦 畠山 恭子	NPO法人 トータルサポート府中 事務局長 府中市私立保育園園長会 副会長 (分倍保育園 園長) NPO法人 アビリティクラブたすけあい 府中たすけあいワーカーズばば 理事長 府中市立中学校長会 (府中市立府中第五中学校 校長) 府中市民生委員児童委員協議会 会長 府中市民生委員児童委員協議会 会長 ※平成30年8月に委嘱 社会福祉法人 府中市社会福祉協議会 地域福祉部地域活動推進課 コーディネーター担当主査 東京都認証保育所府中市連絡会 会長 (田中保育所 代表) 府中市自治会連合会 副会長 府中市青少年委員会 副会長 (府中天神町幼稚園 園長) 社会福祉法人 多摩同胞会 子ども家庭支援センターたつち センター長

選出区分	氏名	団体名等
子ども・子育て支援関係団体	薹 田 薫	認定N P O 法人 育て上げネット 若年支援事業部担当部長
	○平田 嘉之	府中市私立幼稚園協会 顧問 (府中白糸台幼稚園 園長)
	山 下 博 一	府中市立小学校長会 (府中市立小柳小学校 校長)
	堀 越 新 一	府中市立小学校長会 (府中市立小柳小学校 校長) ※平成30年10月に委嘱
学識経験者	◎汐見 稔幸	白梅学園大学 前学長
公募市民	木嶋 博美	

府中市子どもの未来応援基本方針
平成31年4月

編集・発行：府中市子ども家庭部子育て応援課

住 所 〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

電 話 042-364-4111（代表）042-335-4192（直通）

F A X 042-334-0810

ホームページ <http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>

